

青森県報

号外第二号

平成二十年
一月十八日
(金曜日)

目次

公 告

河川整備計画の公表.....(河川砂防課)...

公 告

河川整備計画の公表

河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第十六条の二第一項の規定により一級河川岩木川水系に関する河川整備計画を次のとおり定めたとおり定めたので、同条第六項の規定により公表する。

平成二十年一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

岩木川水系河川整備計画
(指定区間：五所川原圏域)

平成 20 年 1 月

青 森 県

岩木川水系河川整備計画（指定区間：五所川原圏域） 目次

1. 計画の基本的な考え方	1
2. 流域及び河川の概要	6
2.1 流域及び河川の概要	6
2.2 自然環境及び社会環境	8
2.2.1 自然環境	8
2.2.2 社会環境	10
2.2.3 歴史・文化財など	12
3. 現状と課題	14
3.1 治水の現状と課題	14
3.1.1 主な洪水被害	14
3.1.2 治水の現状と課題	15
3.2 利水の現状と課題	17
3.2.1 利水の現状	17
3.2.2 利利用の課題	17
3.3 河川環境の現状と課題	18
3.3.1 自然環境	18
3.3.2 水質	20
3.3.3 景観	22
3.3.4 河川利用、地域との連携	22
4. 河川整備の目標に関する事項	23
4.1 洪水による災害発生の防止又は軽減に関する事項	23
4.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能維持に関する事項	25
4.3 河川環境の整備と保全に関する事項	25
5. 河川整備の実施に関する事項	26
5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要	26
5.1.1 洪水による災害発生の防止又は軽減に関する事項	26
5.1.2 河川環境の整備と保全に関する事項	31
5.2 河川の維持の目的及び種類	33
5.2.1 河川の維持の基本となるべき事項	33
5.2.2 河川の維持の目的、種類	33
5.2.3 危機管理体制の整備、強化	34
6. 住民参加と地域との連携による川づくり	35
6.1 地域との連携による川づくりの考え方	35
6.2 地域の参加と協働を実施する内容	38
6.3 地域との連携と参加を促進する取り組み	40

1. 計画の基本的な考え方

(1) 計画の趣旨

「岩木川水系河川整備計画（五所川原圏域：指定区間）」は、河川法の三つの目的である

- 1) 洪水、高潮等による災害発生の防止
- 2) 河川の適正利用と流水の正常な機能の維持
- 3) 河川環境の整備と保全

が総合的に達成できるよう、河川法第16条に基づき、平成17年5月に策定された「岩木川水系河川整備基本方針」に沿って、河川法第16条の二に基づき、当面実施する河川工事の目的、種類、場所等の具体的事項を示す法定計画を定めるものです。本計画は、岩木川水系における各河川の特徴を踏まえ、安全で安心でき、うるおいのある美しい川づくりと、流域の風土・文化等を活かした河川整備を目的としています。

(2) 計画の基本理念

岩木川は、青森県西部の日本海側に位置し、青森・秋田県境の白神山地の雁森岳（標高987m）にその源を發し、弘前市付近で流れを北に変え、平川、十川、旧十川等の支川を合わせて津軽平野を貫流し、十三湖に至り日本海に注ぐ、幹線流路延長102km、流域面積2,540km²の一級河川です。

この岩木川水系を地域特性から2圏域に区分し、岩木川水系の下流部にあたる本五所川原圏域は、弘前市、五所川原市、黒石市、つがる市、青森市（旧浪岡町）、藤崎町、板柳町、鶴田町、中泊町の5市4町で構成され、岩木川とその支川である鳥谷川、旧十川、十川、山田川、後長根川等が流下しています。

五所川原圏域の治水対策は、昭和26年の十川において県事業として本格的な治水事業に着手しました。以来50有余年が経過し、この間継続して洪水被害の軽減を目的とした河川整備を推進してきましたが、未だ整備途上にあるため、戦後の主要な洪水と同規模の洪水が発生したときは甚大な浸水被害が生じるおそれがあります。また、県管理区間には集中豪雨の影響を受けやすい中小河川が多いことから、流域における遊水機能の保全を図り、洪水が発生した場合の浸水被害を軽減する必要があります。

維持管理の面では、洪水時における危機管理への対応、住民ニーズの多様化など河川の維持管理を取り巻く状況も変化していることから、河川の特性に応じたより効果的な維持管理の推進が求められています。

環境面では、河道内にはヨシ群落やヤナギなどの河畔林が多く残っており、多様な動植物の生息・生育が確認されるなど、豊かな自然に恵まれた環境となっています。そのため、流域の豊かな自然環境、多様な生態系を守っていくとともに、岩木川水系の良好な河川環境や河川景観の保全・創出に配慮した河川整備が望まれます。

なお、青森県では平成13年12月に「青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」を制定しており、森・川・海を農林水産業等の生産活動や地域文化を形成する基盤として位置づけ、県民の参加の下にこれを一体的に保全、創造することとしています。

また、人と河川とのかわわり、ふれあいの場を適切に整備・保全していくことや、河川愛護団体等流域の様々な団体間のパートナーシップを構築することなど、河川を軸とした参加と連携による地域づくりの推進が求められています。

これら岩木川を取り巻く現状を踏まえ、以下の3つの基本理念を整備計画の柱として、関係機関や地域住民との情報の共有、連携の強化を図りつつ、治水、利水、環境のパラソフスの取れた施策を展開します。

安全・安心の川づくり
過去の水害や渇水の歴史を踏まえ、人々が安全に生活し、安心して水の利用ができる川づくりを目指します。
また、各河川の特徴を踏まえた継続的・効率的な河川の維持管理に努めます。



平成14年8月洪水
(金木川)

豊かな自然環境を次世代に引き継ぐ川づくり
各河川の持つ豊かな自然環境や美しい河川景観を保全・創出し、風土に培われた文化とともに、次の世代に引き継ぐことの出来る川づくりを目指します。
また、「青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」に基づき、県民の参加の下にふるさとの森と川と海を一体的に保全、創造することとします。



のどかな田園風景
(後長根川)

住民参加と地域連携による川づくり
地域住民に河川や自然に対する理解を深めていただき、地域が一体となって川のあり方を考える川づくりを目指します。
また、地域住民にとって最も身近な地方公共団体である市町村と、県が積極的に連携することにより、地域住民の様々な意見を把握し、魅力ある河川が保たれるように努めます。



水生生物調査
(飯詰川)

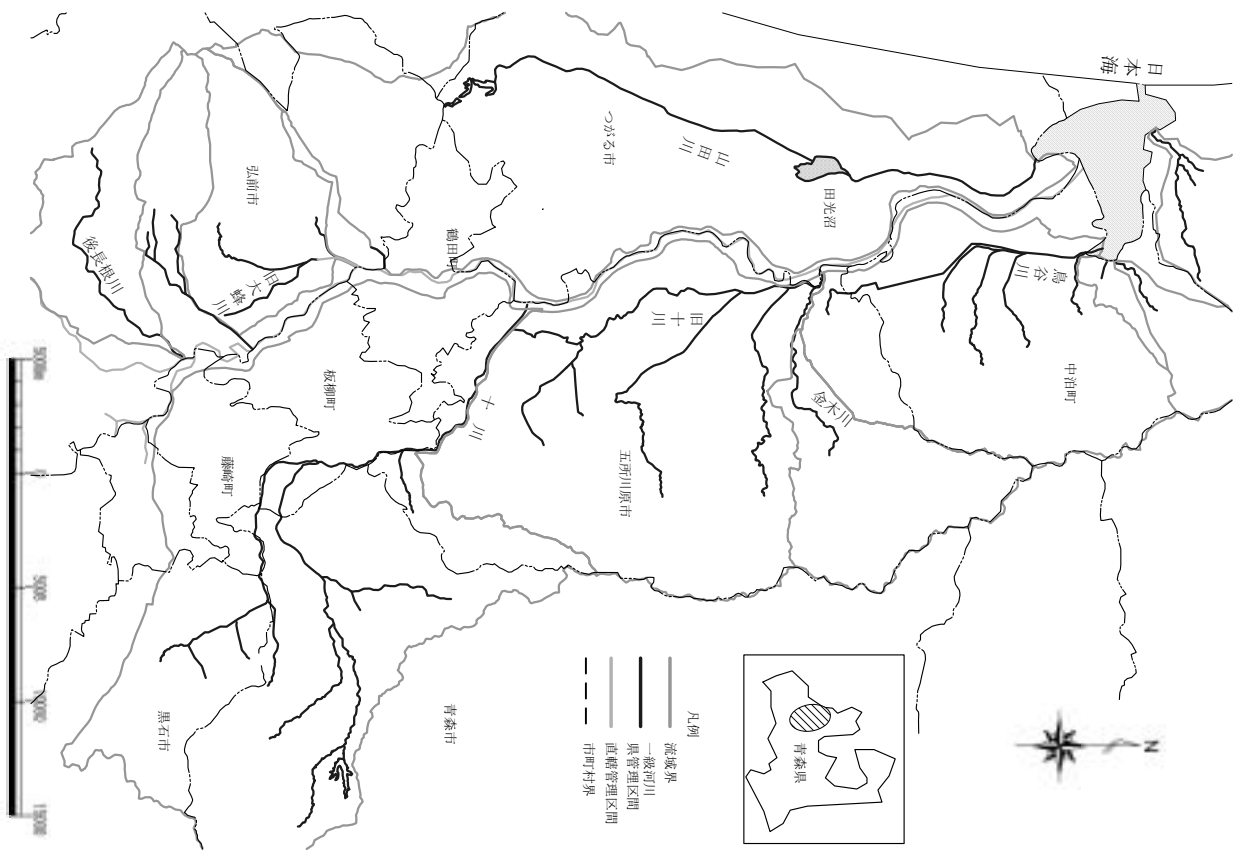
(3) 計画対象区間
本計画の対象区間は、岩木川水系五所川原圏域のうち青森県知事が管理する区間とします(河川の位置は5ページを参照)。

整備計画対象区間

河川名	区域	指定区間延長(km)
せばと川	岩木川合流点～指定区間上流端	2.50
相内川	岩木川合流点～指定区間上流端	8.95
山王川	相内川合流点～指定区間上流端	2.70
桂川	相内川合流点～指定区間上流端	3.00
山田川	岩木川合流点～指定区間上流端	32.27
今栗川	岩木川合流点～指定区間上流端	6.00
昆布掛川	岩木川合流点～指定区間上流端	1.20
鳥谷川	岩木川合流点～指定区間上流端	15.71
薄市川	鳥谷川合流点～指定区間上流端	4.50
尾別川	鳥谷川合流点～指定区間上流端	4.70
中里川	鳥谷川合流点～指定区間上流端	6.00
岩谷川	中里川合流点～指定区間上流端	1.00
宮野沢川	鳥谷川合流点～指定区間上流端	6.50
旧十川	岩木川合流点～指定区間上流端	16.80
金木川	旧十川合流点～指定区間上流端	9.82
小田川	旧十川合流点～指定区間上流端	14.05
飯詰川	旧十川合流点～指定区間上流端	13.06
松野木川	旧十川合流点～指定区間上流端	6.64
天神川	松野木川合流点～指定区間上流端	2.70
十川	岩木川合流点～指定区間上流端	29.42
前田野目川	十川合流点～指定区間上流端	5.00
浪岡川	十川合流点～指定区間上流端	22.40
大野迦川	浪岡川合流点～指定区間上流端	6.50
赤川	大野迦川合流点～指定区間上流端	1.80
正平津川	浪岡川合流点～指定区間上流端	7.50
王余魚沢川	浪岡川合流点～指定区間上流端	2.40
本郷川	十川合流点～指定区間上流端	5.60
高館川	十川合流点～指定区間上流端	2.80
長坂川	十川合流点～指定区間上流端	1.90
新和川	岩木川合流点～指定区間上流端	3.20
宇田野川	新和川合流点～指定区間上流端	1.08
旧大峰川	岩木川合流点～指定区間上流端	7.15
前薊川	旧大峰川合流点～指定区間上流端	6.10
大石川	旧大峰川合流点～指定区間上流端	2.19
大峰川	岩木川合流点～指定区間上流端	7.70
多沢川	大峰川合流点～指定区間上流端	3.00
鵜川	大峰川合流点～指定区間上流端	2.10
後長根川	岩木川合流点～指定区間上流端	12.40

(4) 計画対象期間

本計画は、岩木川水系河川整備基本方針に基づいた河川整備の当面の目標であり、その対象期間は概ね30年間とします。
なお、本計画は、現時点の流域の社会状況、自然状況、河川状況に基づいて策定されたものです。そのため、策定後も、河川の整備状況・地域の社会状況・自然状況等の変化や新たな知見、技術の進歩等に伴い、必要に応じて適宜見直します。



2. 流域及び河川の概要
2.1 流域及び河川の概要

岩木川は、青森県西部の日本海側に位置し、その源を青森・秋田県境の白神山(標高987m)に発し、弘前市付近で流れを北に変え、平川、十川、旧十川等の支川を合わせて津軽平野を貫流し、十三湖に至り日本海に注ぐ。幹川流路延長102km、流域面積2,540km²の一級河川です。その流域は、弘前市、五所川原市、黒石市、つがる市をはじめとする6市5町2村からなり、流域の土地利用は、山地等が約72%、水田や畑地等の農地が約26%、宅地等の市街地が約2%となつています。流域内には青森県の日本海側に位置する津軽平野の拠点都市である弘前市、五所川原市等を擁し、この地域における社会・経済・文化の基盤を成しています。

この岩木川水系を地域特性から2圏域に区分し、本五所川原圏域は岩木川水系の下流部にあたり、弘前市・五所川原市・黒石市・つがる市・青森市(旧浪岡町)・藤崎町・板柳町・鶴田町・中泊町の5市4町の市町村で構成され、岩木川とその支川である鳥谷川、旧十川、釜木川(旧十川の支川)、十川、山田川、後長根川等が流下しています。

岩木川の右支川である鳥谷川は、その源を大東ヶ丘(標高80m)に発し、津軽鉄道を経て北に流れ、水田地帯を貫流し、若宮地先に宮野沢川、中里川、尾別川、薄市川等の支川を合わせて、旧中里町(中泊町)薄市地先で十三湖に注ぎます。川幅は、上流域で約20m、下流域で約100m、流域面積は約126km²、流路延長は約16kmです。

岩木川の右支川である旧十川は、十川の切替工事により、その源を五所川原市街地の十川沿いに発し、岩木川に沿って北に流れ、水田地帯を貫流し、松野木川、飯詰川、小田川、釜木川等の支川を合わせて、旧釜木町(五所川原市)神原地先で岩木川に合流します。川幅は、上流域で約40m、下流域で約150m、流域面積は約240km²、流路延長は約17mです。

旧十川の右支川である釜木川は、その源を大ノ倉岳(標高677m)に発し、山地部を南に流れ、大倉沢、母沢、高橋沢等の支川を合わせて、旧釜木町(五所川原市)蒔田地先で旧十川に合流する岩木川の二次支川です。川幅は、上流域で約10m、下流域で約50m、流域面積は約60km²、流路延長は約15kmです。

岩木川の右支川である十川は、その源を黒森山(標高606m)に発し、黒石市街地の北部から北に流れ、水田地帯を貫流し、長坂川、高館川、本郷川、浪岡川、前田野目川等の支川を合わせて、五所川原市柳町地先で岩木川に合流します。川幅は、上流域で約20m、下流域で約70m、流域面積は約300km²、流路延長は約31kmです。

岩木川の左支川である山田川は、その源を岩木山麓ヶ丘(標高1,249m)に発し、山地部を北に流れ、小戸六溜池、沢ヶ館溜池を経て、JR五能線の鉄道橋より平地に出て水田地帯を貫流し、妙堂川、中ノ川、古田川等の支川を合わせて、田光沼に流入し、その後旧車力村(つがる市)深沢地先で十三湖に注ぎます。川幅は、上流域で約30m、下流域で約80m、流域面積は約270km²、流路延長は約39kmです。

岩木川の左支川である後長根川は、その源を岩木山(標高1,624m)に発し、山地部を東に流れ、その後水田地帯を貫流し、羽黒川、早川、土堂川等の支川を合わせて、弘前市中崎地先で岩木川に合流します。川幅は、上流域で約10m、下流域で約50m、流域面積は約44km²、流路延長は約17kmです。

2.2 自然環境及び社会環境

2.2.1 自然環境

(1) 地形・地質

流域の地形は、中央部に三角州性、扇状地性低地からなる津軽平野があり、北部の中山山地・平箱山地、西部の屏風山砂丘地、東部の梵珠山山地・大釈迦丘陵、南部の弘前台地がこれを取り囲み、さらに、西部の岩木山火山地などが周縁を構成しています。

流域の地質は岩木山による火山噴出物と岩木川、平川、浅瀬石川による沖積堆積物、南部丘陵部の金属鉱床を含む新第三期の凝灰岩、砂岩、頁岩等によって構成されています。

(2) 気候

岩木川流域の気候は、温帯冷涼型気候に属し、暑くて短い夏と低温で長い冬、希薄な梅雨型天候が特徴です。

流域の平均年間降水量は山地部で約1,600mm、平野部で約1,200mmとなっています。

弘前市付近の年平均気温は11 近くと緯度の割に比較的高くなっています。これは対馬暖流の影響をうけることと、冬期の日本海から吹き付ける寒風が岩木山にさえぎられ、また初夏のオホーツク海高気圧から吹き出してくる寒冷な偏東風(通称「ヤマセ」といふ)が津軽山地で遮られるためです。しかし、ヤマセが長く続くと、五所川原以北では夏季の気温が上がらず、冷害を起こすことがあります。

積雪は秋田県境の岩木川上流山地及び浅瀬石川上流山地に多く、最深積雪が2 m前後の多雪地帯ですが、岩木山東方部の弘前市、黒石市地区の平地は比較的少雪です。

また、西部部の日本海に面した旧車力村、旧市浦村などは、日本海からの強い風によって雪が吹き飛ばされ、平野部では風の強い日にはしばしば地吹雪が発生し、視界が遮られ交通に支障がでることもあります。

(3) 自然環境

五所川原圏域内の自然環境としては、津軽国定公園をはじめ、芦野地沼群県立自然公園、岩木高原県立自然公園が指定されています。流域は、ミズナラ、ブナ林を主体とする冷温帯に属しており、スギ、アカマツ、クロマツの人工林とコナラ、アカマツの天然林が混生しています。また、果樹園が広がり、全国有数のリンゴの生産地として知られており、岩木山の美しい山容と相まって、特色ある景観を呈しています。一方、河口付近の河原には広大なヨシ原が広がり、アジアカサネの繁殖地となっています。また、十三湖では、オオハクチヨウ、コハクチヨウの飛来も多くみられます。河川敷では、ヨシ、オギ、ススキなど

の草本類に加え、ヤナギなどの木本類も多くみられます。また、レッドテータツクワの絶滅危惧種に特定されているホソバイヌタデ、イヌハギも生育しています。魚介類については、ヤマメ、カジカ、ウグイ、アブラハヤ、ヨシノボリ等多くの魚種が息絶しています。青森県レッドテータツクワに重要希少野生生物として記載されているスナヤツメ、メダカ、イバラトミヨや、重要希少野生生物としてのヤリタナゴ、環境省で準絶滅危惧に指定されているカラスガイが息絶しています。

陸上動物は、山地を中心に特別天然記念物のニホンカモシカをはじめニホンザル、ノウサギ、タヌキ、キツネ、アナグマ等の哺乳類が分布しています。津軽平野の一部には、溜池等の池沼群が数多く散在していますが、これを中心としてマダラヤンマ、カラカネイトトンボ等の昆虫類がみられます。



【オオセツカ】[スズメ目ウグイス科]

- ・青森県：重要希少野生生物
- ・環境省：絶滅危惧 B類



【オオハクチヨウ】[カモ目カモ科]



【メダカ】[メダカ目メダカ科]

- ・青森県：重要希少野生生物
- ・環境省：絶滅危惧 類



【イバラトミヨ】[トゲウオ目トゲウオ科]

- ・青森県：重要希少野生生物
- ・環境省：該当なし



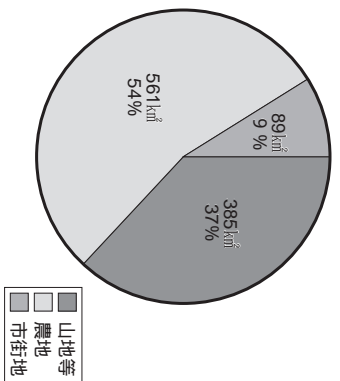
【カラスガイ】[イシガイ目イシガイ科]

- ・青森県：該当なし
- ・環境省：準絶滅危惧

2.2.2 社会環境

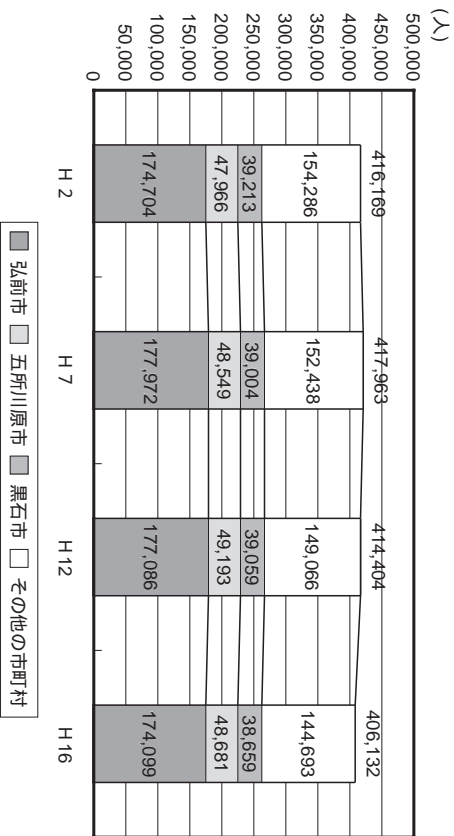
(1) 土地利用

五所川原圏域は岩木川水系の下流部にあたり、弘前市・五所川原市・黒石市・つがる市などの5市4町の市町村で構成されています。圏域の土地利用は、山地が37%、水田が35%を占め、畑地が19%（農地54%）、市街地が9%となっており、岩木川水系の中では水田の割合が多くなります。



(2) 人口

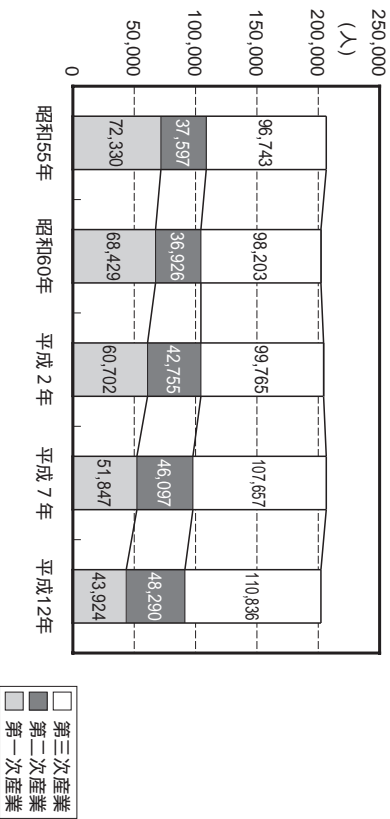
圏域内市町村の人口は、平成16年現在、9市町村合計で約40万6千人です。人口の増減については、経年的な減少傾向にあります。



(H2～H12までは国勢調査結果、H17国勢調査は旧浪岡町が青森市に合併した後のデータとなっていることから、H16時点のデータ（青森県資料）を使用した）

(3) 産業

圏域の産業はこれまで第一次産業である農業が基幹産業でありましたが、近年、東北自動車道の開通等に伴い、都市化の進展、工業の進出も著しく、弘前市、五所川原市を中心に第二次、第三次産業へと以降しつつあり、今後ますます発展することが予想されます。圏域内市町村の製造品出荷額をみると、昭和60年の約1,900億円に比較し、平成12年には約4,200億円と約2.2倍に増加しています。



(4) 交通

流域内の交通は、東北縦貫自動車道、JR奥羽本線、JR五能線、津軽鉄道、国道7号、101号、339号等の基幹交通施設に加え、津軽自動車道（浪岡IC～五所川原東IC）が整備されるなど、交通の要衝となっています。

2.2.3 歴史・文化財など

岩木川河口の五所川原市（旧市浦村）十三は鎌倉時代から主要な港でした。鎌倉時代の貞応2年（1223）、幕府が海運業を規定するため取り決めた廻船式目の中に、日本国内三津七湊の一つとして十三湊の名前が載っていましたが、津軽藩の藩政が確立されるに従い、鱒ヶ沢・青森にその地位を奪われていきました。それは、岩木川から流出する土砂で十三湊そのものが年々浅くなるなど、地理的变化も大きな要因でした。

岩木川の舟運が盛んであった頃、川筋の港として栄えたのは十三湊をはじめとして現在の弘前市浜の町、三世寺・藤崎町・板柳町・五所川原市湊、藻川（大泊）・旧金木町藪田などです。

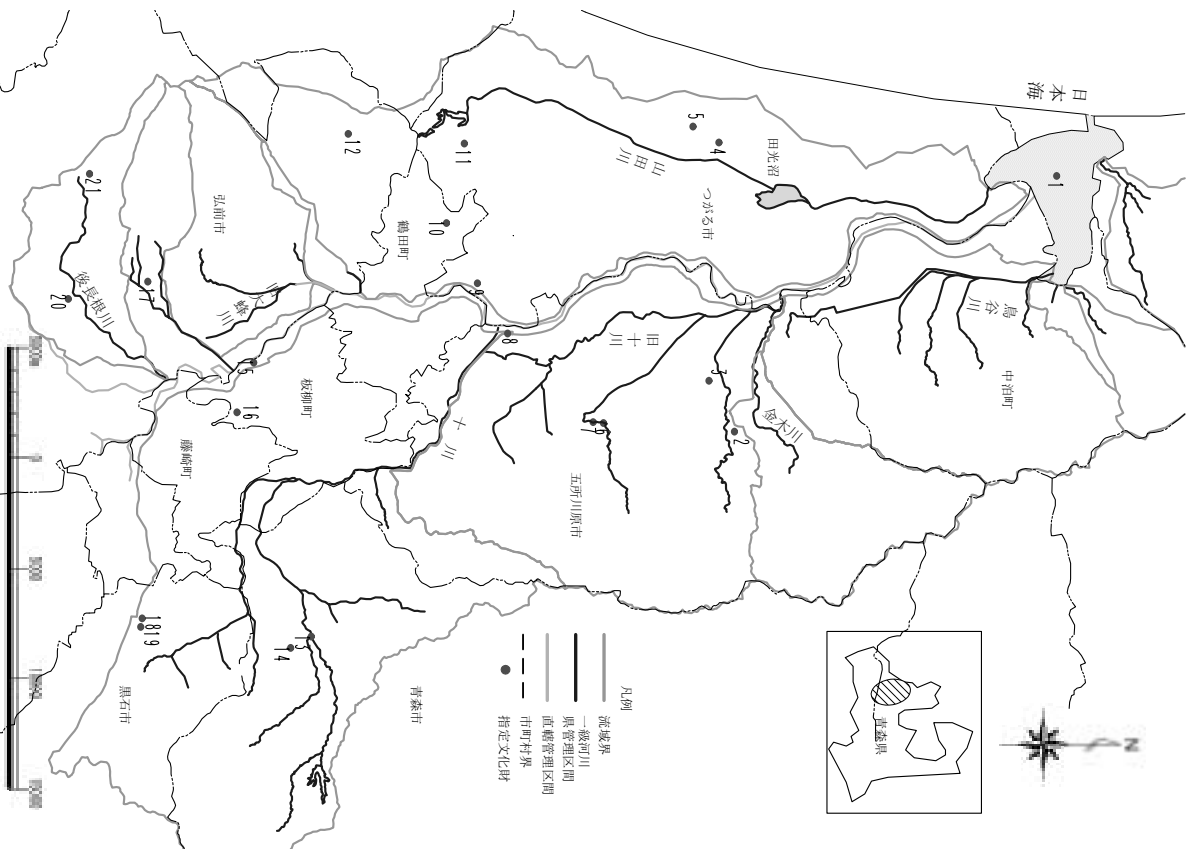
寛文3年（1663）には、藩の米蔵が板柳に造られ、川船5隻も新造され、翌4年には代官所も設けられました。元禄3年（1690）の記録には、「板柳に川船63隻」とあり、先頭衆の住む水主派立（新開地）が設けられ、繁栄を極めていきます。そのころが岩木川舟運の絶頂期でした。

また、圏域内には国指定の名勝である瑞葉園（弘前市）の他、県指定の7つの天然記念物があります。その他、貝塚や石器時代の遺跡、藩政時代の史跡、建造物が数多く残されています。

岩木川水系（五所川原圏域）内における文化財一覧表

指定	種別	名称	所在地	番号
国	重要有形民族文化財	高橋家住宅	黒石市中町38	18
国		旧平山家住宅主屋・表門	五所川原市湊字千鳥144-1	8
国		青森県石神遺跡出土品	旧森田村字月見野340-2(森田村歴史民俗資料館)	11
国		太刀 銘友成作	旧岩木町百沢字神馬野87	21
国		太刀 銘真守	〃	21
国	史跡	浪岡城跡	浪岡町浪岡	13
国		亀ヶ岡石器時代遺跡	旧木造町館岡・亀ヶ岡	4
国		田小屋野貝塚	弘前市宮館字宮館沢26-1	17
国	名勝	瑞葉園	弘前市宮館字神馬野87	21
国		高照神社本殿・中門・随神門、拝殿及び幣殿	弘前市十腰内字猿沢78	12
国		慶泉山神社本殿	五所川原市飯詰字福泉148-1	7
国		飯詰八幡宮本殿	旧岩木町高屋字福田80-4	20
国		回弥陀如来像	旧浪岡町北中野字天玉21-2	14
国		円空作木造観音菩薩坐像	旧岩木町百沢字神馬野87	6
国	重宝	津軽信成着用具足	弘前市十腰内字猿沢78	21
国		鯉口 慶長九年奉納銘	旧金木町藪田	12
国		日本刀 銘興親存藤原吉廣	板柳町福野田字実田33	3
国		日本刀 銘津野任安宗	板柳町福野田字実田33	15
国		徳形監胎漆器	日本造町館岡字屏風山195(木造町縄文館展示)	5
国		石神遺跡出土縄文式遺物	旧森田村森田字月見野340-2(森田村歴史民俗資料館)	11
国	史跡	津軽信成の墓	旧岩木町百沢字神馬野87	21
国		十三湖の白鳥	弘前市浦村十三湖	1
国		大杉	弘前市十腰内字猿沢78	12
国		りんごの樹	旧柏村森野木田字千年226	9
国		イチイ	板柳町福沢字花園81	16
国		妙靈寺のカヤの木	橋田町妙霊寺掛元12	10
国		金木町玉腰石	黒石市京町字寺町12	19
国	天然記念物		旧金木町藪良市字小田川国有林	2

地図番号は次頁の地図中の番号と対応しています。



岩木川水系（五所川原圏域）文化財の位置図

3. 現状と課題
3.1 治水の現状と課題
3.1.1 主な洪水被害

戦後の代表洪水は昭和33年8月、昭和52年8月、昭和56年8月等であり、近年においても平成2年9月、平成14年8月に洪水が発生し、流域に大きな被害をもたらしています。代表的な洪水被害状況は次のとおりです。

近年における代表的な洪水被害状況

年度	異常気象名	発生年月日	河川名	浸水面積	被災家屋
S50	豪雨	S50. 8. 19	旧十川	30ha	-
			十川	190ha	142棟
			後長根川	267ha	143棟
S52	豪雨	S52. 8. 6	旧十川	15ha	-
			十川	377ha	466棟
			山田川	457ha	-
			旧大峰川	450ha	161棟
			後長根川	469ha	342棟
S56	台風15号	S56. 8. 23	旧十川	122ha	342棟
			金木川	107ha	5棟
			十川	120ha	2棟
			山田川	770ha	1棟
			後長根川	5ha	-
H2	台風19号	H2. 9. 19	旧十川	957ha	195棟
			金木川	162ha	19棟
			十川	957ha	4棟
H14	台風6号	H14. 8. 10	後長根川	226ha	52棟
			金木川	223ha	48棟
			後長根川	63ha	7棟

資料：水害統計 国土交通省河川局



山田川（豊富地区）の破堤
（青森県旧車力村 S56.8.24）



金木川 出水状況
（青森県旧金木町 H2.9.20）

3.1.2 治水の現状と課題
五所川原圏域における治水事業の沿革、治水の現状と課題は、次のとおりです。

旧十川、金木川
旧十川の計画は、昭和43年8月の集中豪雨による洪水を契機に昭和45年度に事業に着手し、松野木川合流点の上流や川山地区などの洪水による浸水被害を受けた地区について改修を進めてきたところです。

また、金木川は、平成2年より改修に着手し、平成14年8月に甚大な洪水被害が発生したことから、津軽鉄道橋の架替え、市街地を迂回する捷水路の整備等を行いました。

十川

十川は、昭和5年より直轄工事として岩木川本川に抜ける放水路工事に着手し、昭和26年に竣工しています。その上流についても昭和26年より事業着手したところですが、昭和52年8月の大災害に鑑み、本川合流点から20.4kmを対象とした二次改修を実施しています。

後長根川

後長根川は、昭和49年、昭和50年の洪水を受け、災害復旧事業等による改修を行ってききましたが、河積が狭小なため、昭和59年より抜本的な改修に着手したところです。

(1) 流下能力の不足

圏域内河川では、河川改修が行われた区間以外の治水安全度は未だ低い状況にあり、戦後の主要な洪水と同規模の洪水が発生した場合には、甚大な被害が予想されます。このため、床上浸水等の重大な家屋浸水被害を防止するとともに、水田等農地についても洪水被害の軽減に努めるため、治水対策を進める必要があります。また、県が管理する河川は、集中豪雨の影響を受けやすい中小河川が多いことから、森林・農地の保全等、関係機関と連携しながら流域における遊水機能・保水機能の保全を図る必要があります。

(2) 堤防の質的強化

圏域内の各河川における堤防は、長い年月をかけて築造されたことから、築造の履歴や材料構成及び地盤の構造が必ずしも明確ではありません。

また、過去に整備された堤防は必ずしも工学的に設計されたものではなく、場所によっては堤防の安全性が確保されていない場合があります。その一方で、堤防整備により、堤防背後地へ人口や資産が集積している箇所

もあり、堤防の安全性の確保がますます必要となっております。

このように堤防及び地盤の構造は様々な不確実性を有し、漏水や浸透に対して脆弱な部分もあることから、堤防が完成している箇所においても安全性の点検を行い、機能の維持及び安全性の確保を図るため、必要に応じて堤防の質的整備を実施していく必要があります。

(3) 内水対策

洪水による河川水位の上昇に伴い、河川に流入する水路等からの排水が行えなくなった結果生ずる氾濫を内水氾濫といえます。

五所川原圏域には、内水氾濫を防ぐための農業用排水機場が多数設置されており、関係機関と連携を図りながら、適切に内水対策を実施していくことが必要です。

(4) 河川の維持管理

河道内における土砂の堆積、樹木の繁茂により洪水時に水位が上昇する可能性があることから、適切な管理を行う必要があります。また、護岸等の河川管理施設について、適切に維持管理を行うっていく必要があります。

(5) 危機管理対策

河川改修や土砂災害対策が進み被害を受ける頻度が減少している中で、地域住民の災害に対する危機意識が希薄化する傾向にあります。その一方、近年では短時間の集中豪雨や局所的豪雨の発生頻度が高くなっており、ますます洪水、土砂災害に対する備えが必要となってきました。このため、防災に関する情報の共有化等による防災意識の啓発や、国・県・市町村等が連携した危機管理対策を推進する必要があります。

3.2 利水の現状と課題

3.2.1 水利用の現状

岩木川水系における河川流況は、五所川原地点 (CA=1740.3km²) において過去30年間 (昭和48年～平成14年) の平均濁水流量は14.05 m³/s、平均低水流量は33.83 m³/sとなっております。

圏域河川の利水状況は、目的別利水ではかんがい用水が大部分を占め、約19,900haの農地を潤しており、最大約50 m³/sの取水が行われています。

この他に、水道用水2件、その他 (雑用水) 1件の利水があります。

また、コイ、フナを対象とした内水面漁業権が、旧十川、十川、山田川で設定されており、内水面漁業が営まれています。

3.2.2 水利用の課題

岩木川水系の水利用はかんがい用水が主体で、既往の主要濁水は、ほぼ2年に1回程度の頻度で発生しており、土地改良区で番水制の実施、弘前市、五所川原市での給水制限や水質の悪化等の利水障害を起こしています。濁水時には関係機関と調整し、適正な利水管理に努める必要があります。

3.3 河川環境の現状と課題

3.3.1 自然環境

旧十川、金木川

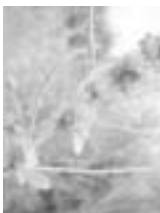
下流部は津軽平野の水田地帯を流下し、河川敷は主にヨシ群落・オキ群落などが分布し、水際には比較的広い範囲で帯状にヤナギ低木群落やヤナギ高木林などの木本類やアコモ群落などの湿性草本群落が分布し、また、特定種であるホンバイヌタデが確認されています。魚介類では、多様な淡水魚や回遊魚のほか、汽水・海水魚であるメナダが確認されています。

金木川の植生は、主にカナムグサ群落・オキ群落・ヨシ群落などの草本類で占められ、ところどころにヤナギ低木群落などの木本類が見られます。魚介類では、多様な淡水魚や回遊魚のほか、汽水・海水魚であるアハゼが確認され、また、特定種であるスナヤツム・ヤリタナゴが確認されています。



・青森県：該当なし
・環境省：絶滅危惧 B類

【ホンバイヌタデ】【タデ目タデ属】



・青森県：該当なし
・環境省：絶滅危惧 類

【イヌハギ】【アモ目ハギ科】



・青森県：最重要希少野生生物
・環境省：該当なし

【エノクウミズケクラ】【バラ目バラ科】



・青森県：最重要希少野生生物
・環境省：該当なし

【ヤリタナゴ】【コイ目コイ科】



・青森県：重要希少野生生物
・環境省：絶滅危惧 類

【スナヤツム】【ヤツムウナギ目ヤツムウナギ科】

十川

河道内の植生は、下流部では主にカナムグサ群落・オキ群落・ヨシ群落などの草本類に加え、ヤナギやハリエンジュなどの高木群落も広く分布しています。また、特定種であるイヌハギが確認されています。中流部の浪岡川合流点付近では、ヤナギやハリエンジュなどの高木群落による河畔林や、特定種であるエゾウロミズケクラがみられ、小動物や鳥類の良好な生息環境を形成しています。魚介類では、多様な淡水魚や回遊魚が確認されていますが、旧十川などの圏域の下流河川でみられた汽水・海水魚は確認されていません。

後長根川

下流部は、近年、河川整備が行われ、両岸とも2割勾配の護岸が形成され、イネ科の雑草群落が分布しています。上流部は掘り込み河道であり、河道内は主にツルヨシ群落が分布し、ヤナギ低木群落やアコモなどの抽水植物群落もみられます。河道沿いでは、ヤナギ高木群落による河畔林も見られます。魚介類では、多様な淡水魚や回遊魚が確認されていますが、旧十川などの圏域の下流河川でみられた汽水・海水魚は確認されていません。

このように、圏域内河川は、河道内にはヨシ群落やヤナギなどの河畔林が多く残っており、多様な動植物の生息・生育が確認されるなど、豊かな自然に恵まれた環境となっています。

一方で、本川岩木川では、在来種以外に、ほかの場所から持ち込まれ、住み着いてしまった外来生物の動植物も生息しています。平成14年の河川水辺の国勢調査では、特定外来生物のオオクチバエが確認され、その後も生息域の拡大が予想されます。圏域内河川でも、特定外来生物のオオクチバエの他、要注意外来生物のタイリクバラタナゴが確認され、これらのオオクチバエに代表される外来生物の侵入により、在来種への影響が懸念されます。

植生では、特定外来生物のアシチウリ、要注意外来生物のセイタカアワダチソウ、ハリエンジュなどの外来草本群落、木本群落が広く分布し、在来種の生育の阻害につながることがあります。

圏域内の河川を生育・生息の場とする多様な生物は、瀬や淵、水際の植生など、多様な河川形状と密接な関係にあります。以上のような状況を踏まえ、これらの河川の多様な動植物の生息・生育の場を保全していくことが必要です。

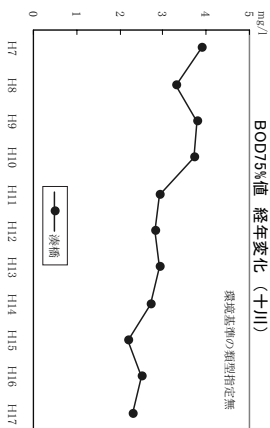
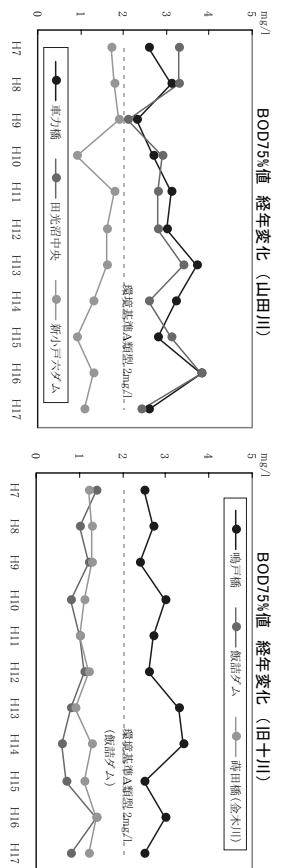
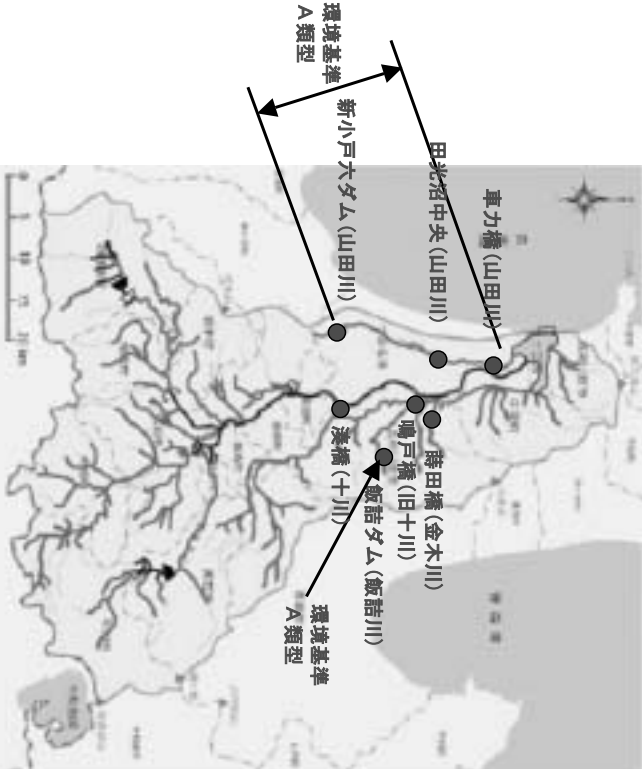
また、県では河川環境に関連する条例として「青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」を制定しており、ふるさとの森と川と海ができる限り自然の状態を維持されることを基本として、河川環境の保全に努めています。

3.3.2 水質

岩木川の水質は、「生活環境の保全に関する環境基準」により、津軽大橋を境に下流区間が環境基準B類型(BOD3.0mg/l以下)、上流区間が環境基準A類型(BOD2.0mg/l以下)に指定されています。また、圏域内河川の水質の指定状況及びBOD75%値(平成16年)は下表のとおりで、飯詰ダム及び山田川上流の新小戸六ダム地点では環境基準A類型を達成しています。しかし、山田川の下流地点では、指定された環境基準値を達成していません。また、旧十川及び十川では、本川岩木川の環境基準A類型を達成していません。

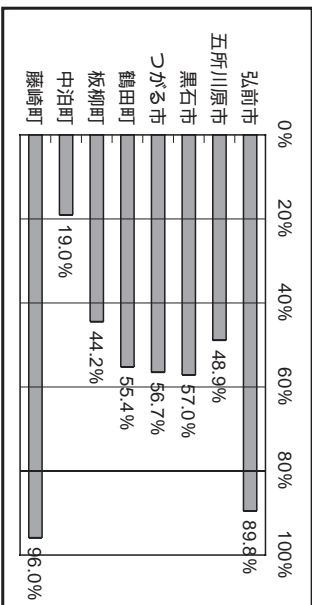
河川名	地点名称	環境基準類型	達成期間	BOD75%値
旧十川	鳴戸橋	-		2.5mg/l
金木川	藤田橋	-		1.2mg/l
飯詰川	飯詰ダム	A	イ	0.8mg/l
十川	湊橋	-		2.3mg/l
	車力橋	A	イ	2.6mg/l
	田光沼中央	A	イ	2.4mg/l
山田川	新小戸六ダム	A	イ	1.1mg/l

イ：直ちに達成/ロ：5年以内で可及的すみやかに達成
 (昭和47年6月13日青森県告示第451号、平成8年2月21日青森県告示第106号)



岩木川水系(五所川原圏域) BOD75%値の推移

水質については、水質観測を継続するとともに、指定された環境基準を達成するよう、関係機関と連携を図りながら、流域全体で保全対策に取り組んでいく必要があります。
 また、平成17年4月現在で青森県全体の下水道普及率は弘前市や藤崎町では約90%ですが、これに対し流域市町村の下水道普及率は弘前市や藤崎町では約20%～60%と、下水道普及率は低くなっています。



流域市町村別下水道等普及率 (H17.4 青森県資料より)

3.3.3 景観

五所川原圏域は、岩木川の左岸側は、岩木山を背景にリゾート圏や水田が広がる津軽平野の代表的な景観を呈しています。また、岩木川の右岸側を流れる十川や旧十川では、河道内にヤナギ等の河畔林が見られ、水田地帯の中では特徴的な樹林帯を有しています。

下流域では、山田川や鳥谷川の緩やかな流れとともに、河原には十三湖から続く広大なヨシ原が見られます。



河畔林（十川）



ヨシ原（鳥谷川河口）

また、旧十川の上流部など五所川原市の市街地を流れる区間では、階段護岸、遊歩道、東屋等の親水施設（川山地区、一ツ谷地区、焼畑地区等）が整備され、地域住民の憩いの場として利用されています。これら、岩木山や周辺の田園風景と調和した河川景観を維持するとともに、沿川に存在する街並みと調和のとれた水辺景観の形成に努める必要があります。



焼畑地区の親水施設

3.3.4 河川利用、地域との連携

岩木川では、河川を基軸とした地域づくりや河川をフィールドとした地域活動が行われるとともに、岩木川の歴史・文化・風土を伝える活動や施設等とのネットワークにより地域間の交流が盛んになってきています。

このため、岩木川流域の地域連携・交流の促進、河川環境保全意識の高揚等を図るため、青森県では河川に関する情報の収集・提供、人材育成等の活動、河川環境整備といった地域づくり活動に取り組んでいます。水辺の学習広場等を活用し、河川に関する情報を地域住民と幅広く共有し、防災学習、河川利用に関する安全教育、環境教育等の充実を図るとともに、住民参加による河川清掃、河川愛護活動等を推進する必要があります。



水生生物調査（飯詰川）

4. 河川整備の目標に関する事項

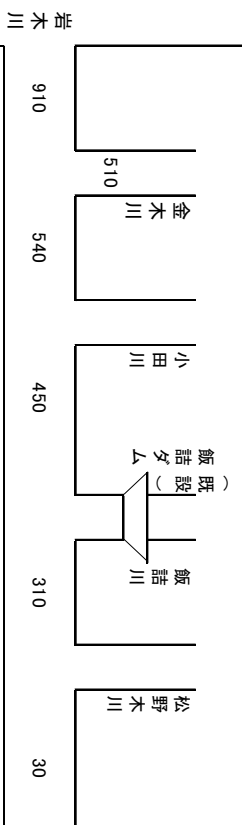
4.1 洪水による災害発生の防止又は軽減に関する事項

整備計画においては河川整備基本方針に対する当面の目標を定め、段階的な河川整備を行うことにより、戦後の主要な洪水と同規模の洪水が発生しても、床上浸水等の重大な家屋浸水被害を防止するとともに、水田等農地についても浸水被害の軽減に努めます。

各河川の具体的目標は次のとおりです。

(1) 旧十川、金木川

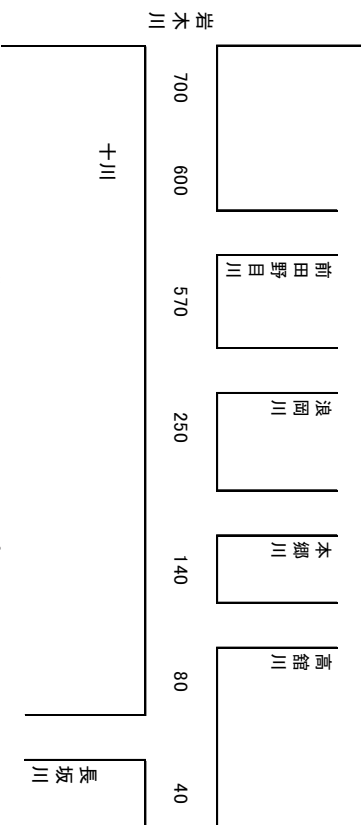
平成14年8月に発生した洪水を安全に流下させるものとし、岩木川合流点で910 m³/sを整備計画目標流量として設定します。



整備計画目標流量配分図 (m³/s)

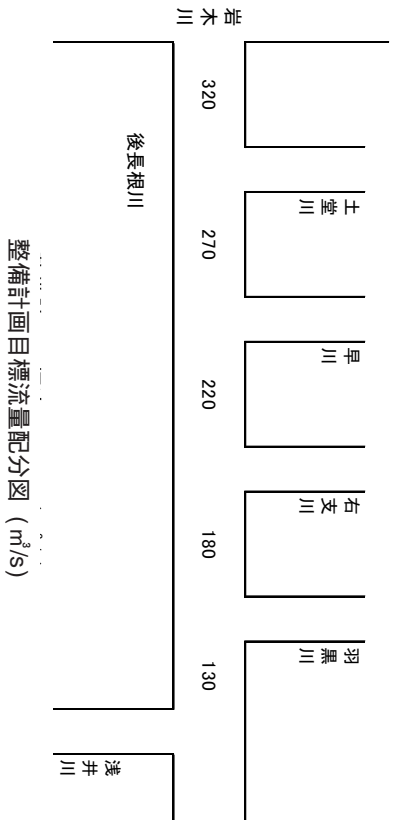
(2) 十川

平成14年8月に発生した洪水を安全に流下させるものとし、岩木川合流点で700 m³/sを整備計画目標流量として設定します。



整備計画目標流量配分図 (m³/s)

- (3) 後長根川
昭和56年8月に発生した洪水を安全に流下させるものとし、岩木川合流点で320m³/sを整備計画目標流量として設定します。



- 4.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能維持に関する事項
河川水の適正な利用に関しては、限りある水資源の有効利用を図るため、水利用の合理化を進め、より適正な水利用が図られるように努めます。
なお、圏域内河川における流水の正常な機能を維持するために必要な流量については、今後、河川流況及び水利用状況の把握を行い、動植物の生息・生育状況等について調査・検討を行い設定するものとしします。

4.3 河川環境の整備と保全に関する事項

- (1) 動植物の生息・生育環境の保全
岩木川をはじめ、その支川を生育・生息の場とする多様な生物は、瀬や淵、水際の植生など、多様な河川形状と密接な関係にあります。河川の整備に際しては、これらの河川の多様な動植物の生息・生育の場の保全、すみやかな回復を図ります。また、貴重種については、分布調査を行い、移植や生育環境の復元を図ります。

また、外来生物法（「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」）の対象となる外来生物については、必要に応じて関係行政機関等と連携を図り対応します。

(2) 水質の維持・改善

岩木川に流入する河川のなかには、BODあるいはCODで環境基準を超えるものもあります。健全な水循環系を構築するという観点から、国、市町村などの関係機関や流域住民との連携を図り、流域全体での水質改善意識の啓発など、河川や湖沼の水質の維持と改善を目指した取り組みを進めます。

(3) 良好な景観の維持

岩木川水系の流域は、山地から水田地帯までの豊かな自然を備えた水辺空間を有しているという特徴を踏まえ、このような景観を維持するよう努めます。

(4) 人と河川とのふれあいの場の確保

河川の持つ豊かな自然をより身近なものとし、住民参加と地域連携により、積極的に河川にふれあう場、環境学習ができる場となるよう、川づくりに努めます。

また、魚類等の生息環境の保全や、下流部に位置する岩木川、十三湖における現在の貴重な自然環境を保全するためには、その上流部の県管理区間における自然環境の保全が大切であることを認識しておく必要があります。

5. 河川整備の実施に関する事項

5.1 河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

5.1.1 洪水による災害発生の防止又は軽減に関する事項

(1) 堤防整備、河道掘削、護岸等

流下断面を拡大し、浸水被害の防止、軽減を図ることを目的に、下記の場所において、堤防整備、河道掘削、護岸等による河川改修を行います。

なお、護岸の設置については、河岸や堤防の欠損を防ぐために必要な範囲のみに設置することとし、構造についても、早期に植生が回復するなど自然に配慮したタイプの護岸を採用します。

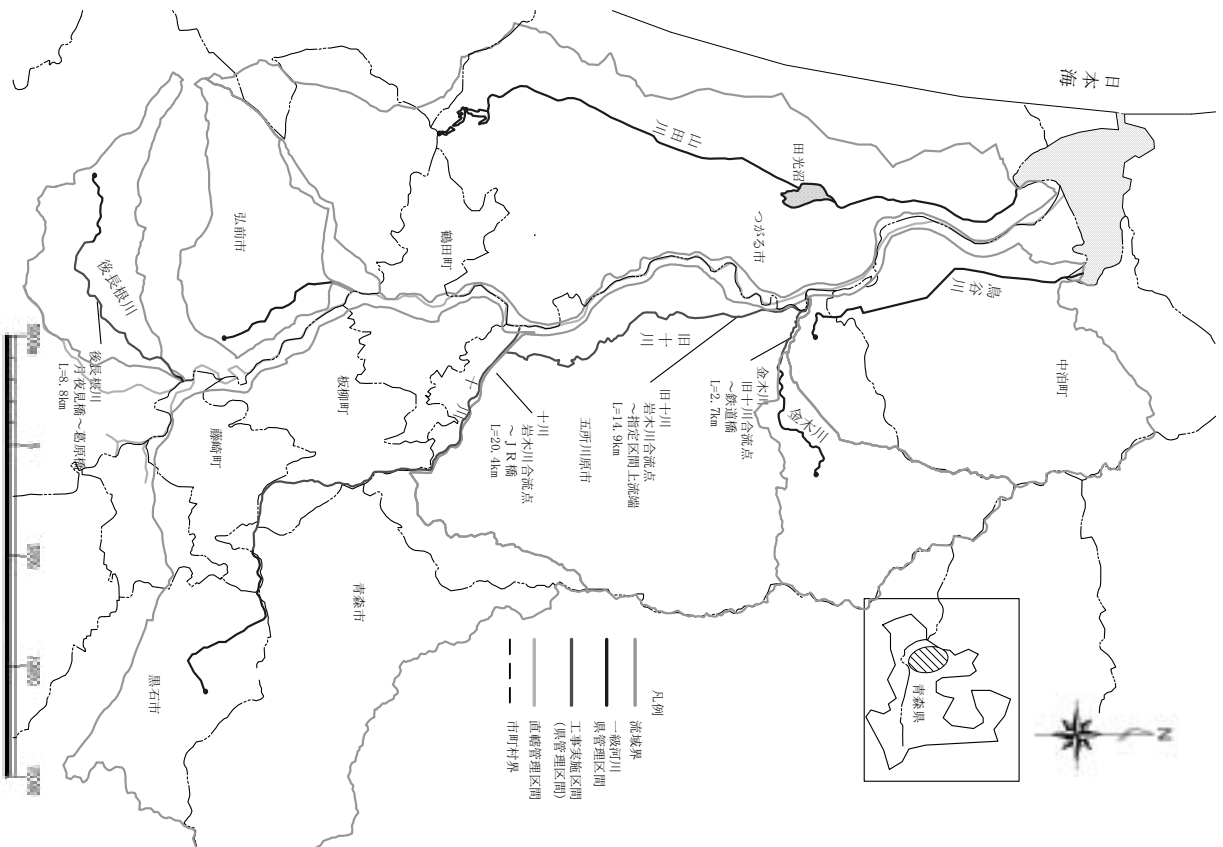
河川工事の施工場所

河川名	施工場所	施工延長	施工内容
旧十川	岩木川合流点～指定区間上流端	14.9km	堤防整備、河道掘削、護岸
金木川	旧十川合流点～鉄道橋	2.7km	堤防整備、河道掘削、護岸
十川	岩木川合流点～JR橋	20.4km	堤防整備、河道掘削、護岸
後長根川	月夜見橋～葛原橋	8.8km	堤防整備、河道掘削、護岸

(2) 堤防の質的整備

既存の堤防において、堤防の内部構造が不明確な場合もあり、構造物としての信頼性が必ずしも高くない場合があるため、これまでの高さや幅等の量的整備（堤防断面確保）に加え、質的整備として、浸透に対する安全性の点検を行い、安全性が確保されない堤防においては、強化対策を図り、質的量的ともにバランスの取れた堤防整備を推進します。

なお、具体的な整備区間については、堤防の詳細点検を実施した上で決定します。



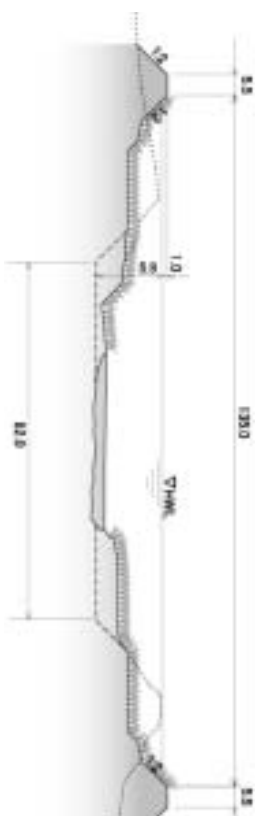
岩木川水系（五所川原圏域）整備事業位置図（整備計画対象区域）

(1) 旧十川

旧十川では、流下能力が不足している飯詰川合流点下流～松野木川合流点までの区間(9.0km)について、河道拡幅・河床掘削を行います。また、金木川では、流下能力が不足している旧十川合流点～鉄道橋までの区間(2.7km)について、堤防整備、河道掘削、護岸等を行います。



整備事業位置図(旧十川)



旧十川代表横断面図



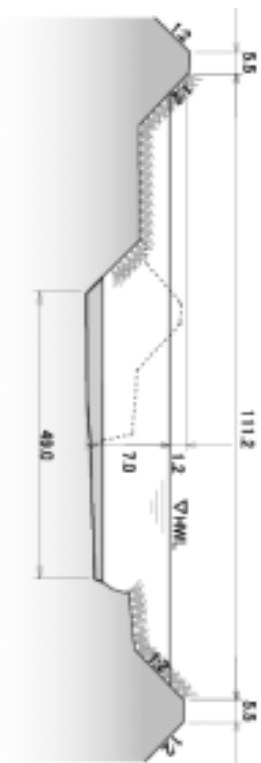
金木川代表横断面図

(2) 十川

流下能力が不足している花宮蒲橋～JR橋までの区間(18.4km)について、堤防整備、河道掘削、護岸等を行います。



整備事業位置図(十川)



十川代表横断面図

(3) 後長根川
 流下能力が不足している西館橋～葛原橋までの区間(2.5km)について、堤防整備、河道掘削、護岸等を行います。



整備事業位置図



後長根川代表横断面図

5.1.2 河川環境の整備と保全に関する事項

(1) 良好な河川環境の保全、創造
 県では、「青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」を制定しており、ふるさとの森と川と海ができる限り自然の状態で維持されることを基本とし、保全地域の指定、保全計画の策定を行った上で、本条例に基づく各種施策を推進します。

<主な施策>

森と川と海の一体的な保全・創造を推進
 郷土樹種の植栽、動植物の生息地等の保全、人と自然との豊かな触れ合いの確保等を考慮した森と川と海の一体的な整備を推進します。

啓発

森と川と海のつながりや人の生活との関わりなどへの関心と理解を深めるため、学習の機会の提供などを行います。

ふるさと環境守人(もりと)

ふるさとの森と川と海の保全及び創造について理解と熱意がある方を「ふるさと環境守人」として委嘱し、巡視活動や啓発活動等を行って頂きます。

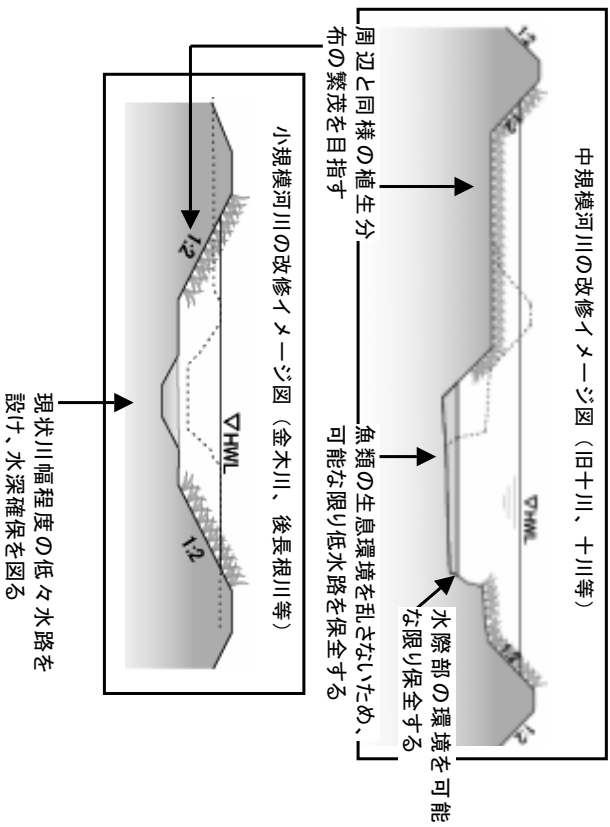
民間団体等の自発的な活動の促進

森や川や海における民間団体の活動や連携が促進されるように、ボランティア団体等の情報、交流の場の提供、川における環境教育に対する支援措置等を講じます。

(2) 自然環境に配慮した事業の実施

河川工事の実施に際しては、動植物の生息・生育環境に可能な限り配慮するものとし、河道内の植生が回復しやすいよう可能な限り土羽の断面とする他、魚類などの産卵場所となる水草が生息できるよう、自然の底質を維持します。また、動植物の生息に配慮して、現況の川幅程度の低々水路を設置します。河川工事に伴い、既設の堰・頭首工を改築する必要が生じる場合は、魚類の遡上を妨げないため、魚道を設置します。

なお、工事にあたっては、動植物の生息・生育環境を踏まえ、自然環境への影響が軽減されるよう、その施工時期・施工範囲に配慮します。



(3) 水質の維持・改善

岩木川の水質は近年改善傾向にあります。渇水時には環境基準値を上回ることも想定されます。今後は、動植物の良好な生育・生息環境を保全するため、流域における下水道整備を含む生活排水対策等の関連事業や国、市町村等との連携・調整、住民との連携・協働により、水質改善の啓発を行い、水質負荷対策等の推進に努めます。

(4) 景観

岩木山などと調和した景観の保全、沿川に存在する街並みや田園風景と調和した水辺空間を保全するため、河川工事による景観の改変を極力少なくするよう努めます。

5.2 河川の維持の目的及び種類

5.2.1 河川の維持の基本となるべき事項

維持管理については、河川特性等を考慮し、洪水等による災害の防止・軽減、河川の流下能力の維持に努め、動植物の生育・生息環境への影響を考慮し、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の保全と維持のため、河川の利用者及び関係機関との連携を図りつつ住民の協力を得ながら適切な維持管理を行うものとしします。

5.2.2 河川の維持の目的、種類

(1) 河道の維持

河川の流下能力の維持のため、阻害となる堆積土砂・草木については、必要に応じて適宜これらの除去及び伐採を行うものとしします。ただし、実施に際しては自然環境に配慮し生物の生育・生息しやすい水辺空間の確保を考慮します。

(2) 河川管理施設の維持管理

ダム、堤防、護岸、排水涵管等の河川管理施設について機能を維持するため、定期的な河川巡視を行いこれらの施設について異常の有無について確認し、必要に応じて適宜対策を講じます。

(3) 河川環境管理の推進

河川の利活用に関するニーズを把握するため、地域住民から河川の親しみやすさや快適性などの現状を評価して頂く取り組みを進めます。また、ゴミ等の不法投棄の防止のため、定期的に河川パトロールを実施し、河川愛護団体・地域住民と連携・協調しながら良好な水環境の保全に努めます。

<地域住民から河川の評価をして頂く取り組みの事例>



5.2.3 危機管理体制の整備、強化

(1) 洪水時の対応

圏域内の「洪水予報河川」では、洪水予報システムにより出水の状況を予測し、青森地方気象台と共同で洪水予報の迅速な発令を行い、また、「水位周知河川」において水位が避難の一つの目安である「避難判断水位」に達した場合、地域住民にその周知を行うことにします。

圏域内河川の指定状況

洪水予報河川	水位周知河川
十川（岩木川合流点～十川橋）	旧十川（岩木川合流点～十川分派点） 金木川（旧十川合流点～津軽鉄道） 松野木川（旧十川合流点～松野木橋） 十川（十川橋～本郷川合流点） 浪岡川（十川合流点～正平津川合流点） 後長根川（岩木川合流点～宮地橋）

また、洪水時・災害時は、迅速な避難行動を支援するため、河川情報（降雨量、水位等）や防災情報（浸水状況、避難情報等）の収集を行い、速やかに関係機関及び地元住民に向けてインターネットや携帯電話による情報提供を行います。



(2) 水質事故の対応

水質事故が発生した際には、「岩木川水系水質汚濁対策連絡協議会」を構成する市町村や関係機関と連携の上、早期発見、適正な対応に努めます。

(3) 渇水時の対応

渇水時においては、「岩木川水系渇水情報連絡会」を通じて、河川管理者、利水管理者間が連携し、情報交換や利水者相互間の水融通を行うなどの渇水調整を行い、渇水被害の軽減を図ります。

6. 住民参加と地域との連携による川づくり

6.1 地域との連携による川づくりの考え方

(1) 連携による川づくりの背景

川は古くから、漁業や舟運、水利用、行事など地域住民の生活と密着した場として存在してきました。社会の産業経済の発展や交通などの社会基盤整備の進捗・高速化に伴い、川を直接的に生活の糧とした産業や舟運などは衰退しつつある一方、川の持つ自然環境の保全や水質改善、川を利用したレジャーなどへの関心は高まりつつあります。地域の個性や活力、歴史・文化が実感できる川づくりのためには、河川管理者だけでなく、川を利用する地域住民が、継続的に川に関心をもち、主体的に参加することが望まれます。

また、洪水による氾濫に対しては、地域住民が主体的に水防活動を行ってきたが、堤防やダムなどの整備による洪水被害の減少に伴い地域住民の防災意識の低下が懸念されます。異常洪水など施設整備の能力を上回る洪水に対処するためには河川管理者のみならず、地域住民が普段から防災意識を持つことが不可欠です。

岩木川水系では、洪水や渇水等による被害を軽減し、地域住民が安心して暮らせる社会基盤の整備を図るとともに、自然豊かな環境を次世代に引き継ぐ川づくりを住民参加と地域との連携により進めて行きます。

「岩木川に関するアンケート調査（平成18年7月）」では、河川での住民活動に対して高い必要性を認識しているものの、現状は十分な住民活動が行われていないとは言えない状況にあります。

このため、地域住民が参加・活動しやすい環境の整備や多くの機会をつくるための取り組みを進めていく必要があります。

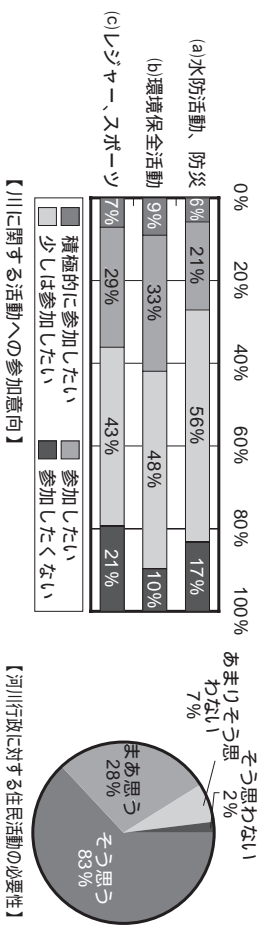


図 6-1 岩木川に関するアンケート調査（平成18年7月）結果

(2) 岩木川水系における住民参加と地域連携の考え方

岩木川水系における住民参加と地域連携を図るためには、地域住民にとってより親しみやすい身近な川からの取り組みが重要であると考えます。地域住民が川づくりに参加しやすい身近な川での活動を基盤とし、それぞれが連携・協働しながら身近な川から地域の川そして岩木川全体へと活動が広がることを目指していきます。

また、住民参加にあたっては地域住民が日頃関心を持っている自然環境や水質・レジャーなど身近で日常生活に関連したことから取り組んでいくことが必要です。このような取り組みを通じて河川に対する関心と意識を高めていくことで、洪水被害の防止や漏水対応など非日常的な事態に対応する住民活動の発展を目指していきます。

継続的かつ活発な地域住民の活動をサポートするため、国や関係市町村、関係機関などと連携し、施設の維持管理や各種情報の提供等を図っていきます。

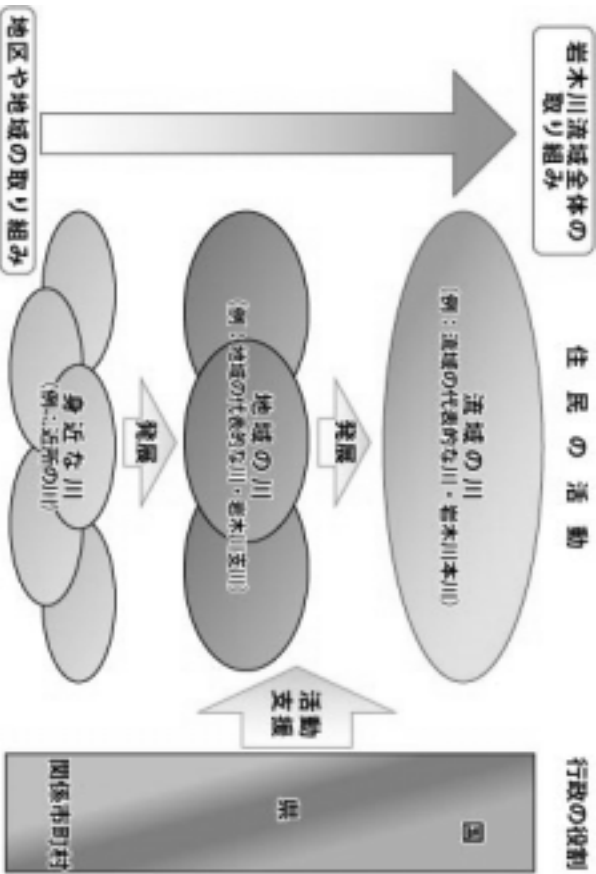


図 6-2 住民参加と地域連携概念図

(3) 住民参加と地域連携の進め方

住民参加と地域連携を進めるために、計画(活動の目標設定)、実践、評価(モニタリング)、見直し(フォローアップ)を一連のサイクルとした活動プランを地域と連携して作成します。また、地域活動や行政活動の報告会などを実施し地域住民間や行政と地域間の情報交換を図る取り組みを行います。

地域住民の持続的な活動を支援する体制として、国・県・市町村の行政間が連携し、活動の場や現状や評価などの必要な情報等の提供、広報などの活動支援を行います。

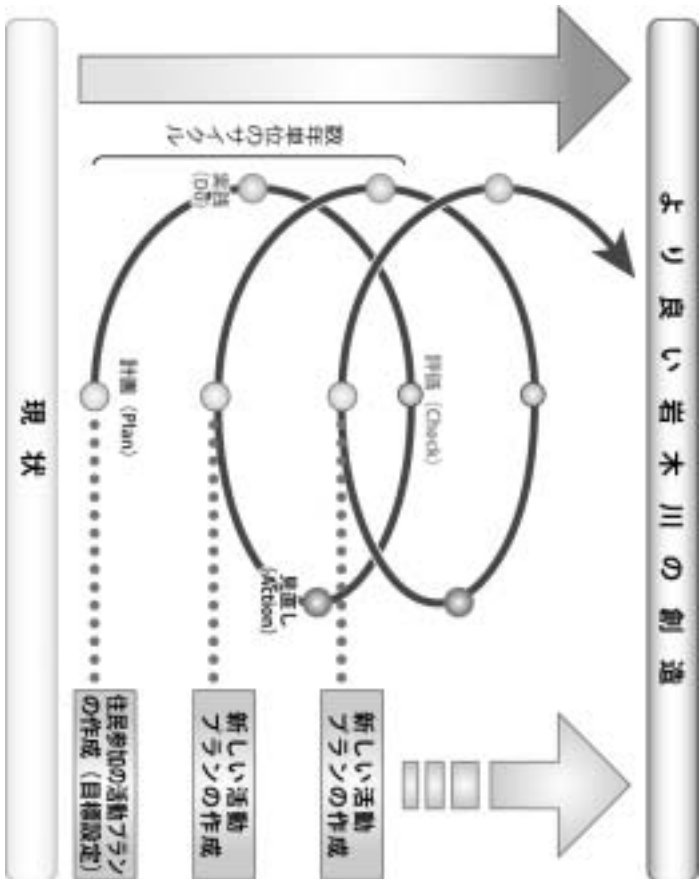


図 6-3 住民参加と地域連携の進め方概念図

6.2 地域の参加と協働を実施する内容

(1) 自然環境に関する内容

水質の改善

岩木川流域の河川には水路の水、排水路等を通じて流入する生活雑排水、産業排水など様々な水が流れ込んでいきます。岩木川流域の水質を改善していくためには流域全体での取り組みが必要です。そのため、河川管理者をはじめ下水道事業者などの関係機関や地域住民が連携した流域全体での活動につなげるための情報提供を実施します。

河川美化

河川が地域住民の共通財産であるという認識のもとに、河川について理解と関心を高め、良好な河川環境の保全・再生を積極的に推進し、河川愛護について広く地域住民に周知を図る必要があります。

このため、河川愛護活動を行っている地域住民やボランティア団体等を支援する取り組みを引き続き実施し、住民参加による河川清掃や河川愛護活動の推進を図ります。

また、河川管理者は川を適切に維持するため、河川巡視や点検を行っています。県が管理する河川延長は長く、普段から川を利用している地域住民からの情報提供が不可欠です。今後ともゴミなどの不法投棄、河川の流水や施設に関する異常などについて、普段から川を利用している地域住民と連携した維持管理に努めます。

高校生による河川愛護活動の事例（十川）



(3) 地域と連携した防災対策に関する内容

河川の整備が途中段階で施設能力を上回る洪水に対しては、河川管理者だけでは対応では不十分であり、関係市町村や水防団さらには地域住民と一体となった対応が必要です。また、洪水被害の減少に伴い、人々の洪水に対する危機意識の低下が進んでいると言われています。このような状況の下、災害被害を防止・軽減するためには、地域住民一人一人の防災意識の向上を図り、洪水時の迅速かつ確かな水防活動及び警戒・避難を行う必要があります。

このため、平時から地域住民に水防活動及び警戒・避難に関する防災情報の提供を行うとともに、市町村が作成する洪水ハザードマップの基礎資料となる「浸水想定区域図」の作成を推進します。



十川浸水想定区域図(H18年6月公表)

(2) 河川利用に関する内容

河川とのふれあいの場の活用、管理

既に整備されている河川との触れ合いの場、スポーツ・レクリエーション施設等の利用を促進するため、関係市町村や利用者・地域住民と協働した利活用や維持管理等を行います。

6.3 地域との連携と参加を促進する取り組み

(1) 広報活動の推進

河川と生活の結びつきが希薄になった現在、まず川のことを知ってもらうことから始め、地域の川に対する関心を高めていく必要があります。そのためには情報発信とともに広報活動の充実を図っていく必要があります。インターネットやパンフレット等を通して各種情報を提供するとともに、地域住民から河川に関する情報を提供して頂く、情報の双方向化を促進します。

(2) 学習・教育の場の提供

岩木川における住民参加や地域連携を深めるため、自然体験や水質調査など学校教育と連携した環境学習などの取り組みを行います。

また、岩木川をフィールドとした環境学習は、岩木川の流れが生み出した良好な河川景観を保全し、多様な動植物の生息・生育する豊かな自然環境を次代に引き継ぐためにも重要です。

河川における安全で楽しい活動を普及させるためには、川の危険性を正しく理解し伝えられるスキルを身につけた指導者が必要であることから、指導者を育成するための取り組みを進めるほか、学校関係者、市町村との連携を積極的に進めます。

<水生生物調査による簡易な水質判定>



(薄市川)



(飯詰川)

<川の体験指導者講習会開催状況>



岩木川水系河川整備計画

(指定区間：弘前圏域)

平成 20 年 1 月

青 森 県

岩木川水系河川整備計画（指定区間：弘前圏域） 目次

1. 計画の基本的な考え方	1
2. 流域及び河川の概要	6
2.1 流域及び河川の概要	6
2.2 自然環境及び社会環境	7
2.2.1 自然環境	7
2.2.2 社会環境	10
2.2.3 歴史・文化財など	12
3. 圏域の現状と課題	15
3.1 治水の現状と課題	15
3.1.1 主な洪水被害	15
3.1.2 治水の現状と課題	15
3.2 利水の現状と課題	17
3.2.1 水利利用の現状	17
3.2.2 水利利用の課題	17
3.3 河川環境の現状と課題	18
3.3.1 自然環境	18
3.3.2 水質	19
3.3.3 景観	22
3.3.4 河川利用、地域との連携	23
4. 河川整備計画の目標に関する事項	25
4.1 洪水による災害発生の防止または軽減に関する事項	25
4.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	26
4.3 河川環境の整備と保全に関する事項	27
5. 河川整備の実施に関する事項	28
5.1 河川工事の目的・種類及び施工の場所	28
5.1.1 並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の概要	28
5.1.1 洪水による災害発生の防止又は軽減に関する事項	28
5.1.2 河川環境の整備と保全に関する事項	32
5.2 河川の維持の目的及び種類	34
5.2.1 河川の維持の基本となるべき事項	34
5.2.2 河川の維持の目的、種類	34
5.2.3 危機管理体制の整備・強化	35
6. 住民参加と地域との連携による川づくり	36
6.1 地域との連携による川づくりの考え方	36
6.2 地域の参加と協働を実施する内容	39
6.3 地域との連携と参加を促進する取り組み	41

1. 計画の基本的な考え方

(1) 計画の趣旨

「岩木川水系河川整備計画（弘前圏域：指定区間）」は、河川法の三つの目的である

- 1) 洪水、高潮等による災害発生の防止
- 2) 河川の適正利用と流水の正常な機能の維持
- 3) 河川環境の整備と保全

が総合的に達成できるよう、河川法第16条に基づき、平成17年5月に策定された「岩木川水系河川整備基本方針」に沿って、河川法第16条の二に基づき、当面実施する河川工事の目的、種類、場所等の具体的事項を示す法定計画を定めるものです。本計画は、岩木川水系における各河川の特徴を踏まえ、安全で安心でき、うるおいのある美しい川づくりと、流域の風土・文化等を活かした河川整備を目的としています。

(2) 計画の基本理念

岩木川は、青森県西部の日本海側に位置し、青森・秋田県境の白神山地の権森岳（標高987m）にその源を発し、弘前市付近で流れを北に変え、平川、十川、旧十川等の支川を合わせて津軽平野を貫流し、十三湖に至り日本海に注ぐ、幹線流路延長102km、流域面積2,540km²の一般河川です。

この岩木川水系を地域特性から2圏域に区分し、岩木川水系の上流部にあたる本弘前圏域は、弘前市、黒石市、平川市、大鰐町、西目屋村、田舎館村の3市1町2村からなり、岩木川とその支川である平川、浅瀬石川等が流下しています。

弘前圏域の治水対策は、昭和21年に平川において県事業として本格的な治水事業に着手しました。以来60有余年が経過し、この間継続して洪水被害の軽減を目的とした河川整備を推進してきましたが、未だ整備途上にあるため、戦後の主要な洪水と同規模の洪水が発生したときは甚大な浸水被害が生じるおそれがあります。また、県管理区間には集中豪雨の影響を受けやすい中小河川が多いことから、流域における治水機能の保全を図り、洪水が発生した場合の浸水被害を軽減する必要があります。

維持管理の面では、洪水時における危機管理への対応、住民ニーズの多様化など河川の維持管理を取り巻く状況も変化していることから、河川の特성에応じたより効果的な維持管理の推進が求められています。

環境面では、河道内にはヨシ群落やヤナギなどの河畔林が多く残っており、多様な動植物の生息・生育が確認されるなど、豊かな自然に恵まれた環境となっています。そのため、流域の豊かな自然環境、多様な生態系を守っていくとともに、岩木川水系の良好な河川環境や河川景観の保全・創出に配慮した河川整備が望まれます。

なお、青森県では平成13年12月に「青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」を制定しており、森・川・海を農林水産業等の生産活動や地域文化を形成する基盤として位置づけ、県民の参加の下にこれを一体的に保全、創造することとしています。

また、人と河川とのかわわり、ふれあいの場を適切に整備・保全していくことや、河川愛護団体等流域の様々な団体間のパートナーシップを構築することなど、河川を軸とした参加と連携による地域づくりの推進が求められています。

これら岩木川を取り巻く現状を踏まえ、以下の3つの基本理念を整備計画の柱として、関係機関や地域住民との情報の共有、連携の強化を図りつつ、治水、利水、環境のパラソフスの取れた施策を展開します。

安全・安心の川づくり
過去の水害や渇水の歴史を踏まえ、人々が安全に生活し、安心して水の利用ができる川づくりを目指します。
また、各河川の特徴を踏まえた継続的・効率的な河川の維持管理に努めます。



昭和50年8月洪水(土淵川)

豊かな自然環境を次世代に引き継ぐ川づくり
各河川の持つ豊かな自然環境や美しい河川景観を保全・創出し、風土に培われた文化とともに、次の世代に引き継ぐことの出来る川づくりを目指します。また、「青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」に基づき、県民の参加の下にふるさとの森と川と海を一体的に保全、創造することとします。



(土淵川)

住民参加と地域連携による川づくり
地域住民に河川や自然に対する理解を深めていただき、地域が一体となって川のあり方を考える川づくりを目指します。

また、地域住民にとって最も身近な地方公共団体である市町村と、県が積極的に連携することにより、地域住民の様々な意見を把握し、魅力ある河川が保たれるように努めます。



水生生物調査(大和沢川)

(3) 計画対象区間
本計画の対象区間は、岩木川水系弘前圏域のうち青森県知事が管理する区間とします。
(河川的位置は5ページを参照)

整備計画対象区間 (1/2)

河川名	区 域	指定区間延長(km)
岩木川	上岩木橋 ~ 指定区間上流端	38.01()
榑内川	岩木川合流点 ~ 指定区間上流端	3.00
相馬川	岩木川合流点 ~ 指定区間上流端	9.90
作沢川	相馬川合流点 ~ 指定区間上流端	10.70
鳴ヶ沢川	相馬川合流点 ~ 指定区間上流端	1.80
蔵助沢川	岩木川合流点 ~ 指定区間上流端	5.00
大秋川	岩木川合流点 ~ 指定区間上流端	15.00
平沢川	岩木川合流点 ~ 指定区間上流端	2.00
湯ノ沢川	指定区間下流端 ~ 指定区間上流端	7.20
浅瀬石川	朝日橋 ~ 指定区間上流端	34.85
中野川	浅瀬石川合流点 ~ 指定区間上流端	4.80
二庄内川	浅瀬石川合流点 ~ 指定区間上流端	5.05
青荷川	浅瀬石川合流点 ~ 指定区間上流端	5.10
小国川	浅瀬石川合流点 ~ 指定区間上流端	5.20
切明川	浅瀬石川合流点 ~ 指定区間上流端	3.10
平 川	JR奥羽本線 ~ 指定区間上流端	30.96
新土淵川	岩木川合流点 ~ 土淵川分派点	3.15
加藤川	平川合流点 ~ 指定区間上流端	3.10
土淵川	平川合流点 ~ 指定区間上流端	14.01
寺沢川	土淵川合流点 ~ 指定区間上流端	4.70
童子森川	寺沢川合流点 ~ 指定区間上流端	0.40
清水川	寺沢川合流点 ~ 指定区間上流端	0.15
腰巻川	平川合流点 ~ 指定区間上流端	4.15
境閑川	腰巻川合流点 ~ 指定区間上流端	0.65
高崎川	腰巻川合流点 ~ 指定区間上流端	0.46
万助川	腰巻川合流点 ~ 指定区間上流端	1.57
引座川	平川合流点 ~ 指定区間上流端	8.60
六羽川	引座川合流点 ~ 指定区間上流端	5.40
枇杷田川	六羽川合流点 ~ 指定区間上流端	4.50
浅井川	引座川合流点 ~ 指定区間上流端	4.10
広船川	浅井川合流点 ~ 指定区間上流端	3.80
大和沢川	平川合流点 ~ 指定区間上流端	7.85
前 川	平川合流点 ~ 指定区間上流端	2.00

整備計画対象区間 (2/2)

河川名	区 域	指定区間延長(km)
(平川支川) 三ツ目内川	平川合流点 ~ 指定区間上流端	8.46
折紙川	三ツ目内川合流点 ~ 指定区間上流端	3.50
虹貝川	平川合流点 ~ 指定区間上流端	10.60
島田川	虹貝川合流点 ~ 指定区間上流端	4.60
砥沢川	虹貝川合流点 ~ 指定区間上流端	1.00
夏沢川	平川合流点 ~ 指定区間上流端	1.50
鱒野沢川	平川合流点 ~ 指定区間上流端	1.60
稲荷川	平川合流点 ~ 指定区間上流端	1.50
不動川	平川合流点 ~ 指定区間上流端	4.50
相沢川	平川合流点 ~ 指定区間上流端	3.00
砥沢川	相沢川合流点 ~ 指定区間上流端	2.00
大落前川	平川合流点 ~ 指定区間上流端	1.00
小落前川	平川合流点 ~ 指定区間上流端	2.00
津刈川	平川合流点 ~ 指定区間上流端	7.00
鍋倉沢川	津刈川合流点 ~ 指定区間上流端	2.30
岩谷沢川	津刈川合流点 ~ 指定区間上流端	1.00
砂子沢	津刈川合流点 ~ 指定区間上流端	0.90
久吉導水路	津刈川合流点 ~ 指定区間上流端	0.80
遠部沢	平川合流点 ~ 指定区間上流端	3.10

津軽ダム完成後、津軽ダムから暗門川合流点までの区間が、直轄管理区間となる。

(4) 計画対象期間

本計画は、岩木川水系河川整備基本方針に基づいた河川整備の当面の目標であり、その対象期間は概ね30年間とします。

なお、本計画は、現時点の流域の社会状況、自然状況、河川状況に基づいて策定されたものです。そのため、策定後も、河川の整備状況・地域の社会状況・自然状況等の変化や新たな知見、技術の進歩等に伴い、必要に応じて適宜見直します。



2. 流域及び河川の概要

2.1 流域及び河川の概要

岩木川は、青森県西部の日本海側に位置し、その源を青森・秋田県境に位置する白神山の雁森岳（標高987m）に発し、弘前市付近で流れを北に変え、平川、十川、旧十川等の支川を合わせて津軽平野を貫流し、十三湖に至り日本海に注ぐ、幹川流路延長102km、流域面積2,540km²の一級河川です。

その流域は、弘前市、五所川原市、黒石市をはじめとする6市5町2村からなり、流域の土地利用は、山地等が約72%、水田や畑地等の農地が約26%、宅地等の市街地が約2%となっています。流域内には青森県の日本海側に位置する津軽平野の拠点都市である弘前市を擁し、この地域における社会・経済・文化の基盤を成しています。

この岩木川水系を地域特性から2圏域に区分し、本弘前圏域は、岩木川水系の上流部にあたり、弘前市、黒石市、平川市、大鰐町、西目屋村、田舎館村の3市1町2村からなり、岩木川とその支川である平川、浅瀬石川等が流下しています。

岩木川の支川の平川は、青森県西部の津軽平野の南端に位置し、その源流は奥羽山脈の平川市（旧：姫ヶ関村）にあり、途中上流の山間部において、津刈川、虹貫川、三ツ目内川等の支川を合流し、下流端の平野部では大和沢川、引座川、腰巻川等の支川を合流し、岩木川に注ぎます。その指定延長は36.8km、流域面積は827.2km²です。

平川流域は、上流部の平川市に遠部・久吉ダムが、大鰐町に早瀬野ダムがあり、治水や利水面で重要な役割を担っています。また、沿川状況としては、大鰐町で山間市街地を流下し、下流部の御幸橋下流において扇状地の様相を呈し、沿川はりんご畑や水田等のどかな耕作地を流下しています。流域内の関連市町は上流から平川市、大鰐町、弘前市により構成され、弘前市や大鰐温泉など観光地としても有名です。

川幅は、上流部は30～100m程度、下流部で200～300mで、河床勾配は上流1/100～1/300、下流部は1/200～1/400程度です。

2.2 自然環境及び社会環境

2.2.1 自然環境

(1) 地形・地質

弘前圏域の下流域は津軽平野の南端に位置し、その地形は、扇状地性の低地が形成され、これを囲むように台地から丘陵地、山地が続いています。

北西部には津軽富士と呼ばれる岩木山（標高1,625m）があり、日本海より吹きつける冬の季節風をさえぎる地形となっています。東側は傾斜が緩やかな奥羽山脈が連なり、この山地に平川や浅瀬石川の源流があります。

圏域の地質は、山地部では概ね新第三紀層で構成され、丘陵地は洪積層段丘堆積物で覆われ、平地は河川の堆積物及び砂礫粘土からなっています。

(2) 気候

岩木川流域の気候は、温帯冷涼型気候に属し、暑くて短い夏と低温で長い冬、希薄な梅雨型天候が特徴です。

流域の年間降水量は山地部で約1,600mm、平野部で約1,200mmとなっています。

弘前市付近の年平均気温は11℃近くと緯度の割に比較的高くなっています。これは対馬（つしま）暖流の影響をうけることと、冬季の日本海から吹き付ける寒風が岩木山にさえぎられ、また初夏のオホーツク海高気圧から吹き出してくる寒冷な偏東風（通称「ヤマセ」という）が津軽山地で遮られるためです。しかし、ヤマセが長く続くこと、五所川原以北では夏季の気温が上がらず、冷害を起こすことがあります。

積雪は秋田県境の岩木川上流山地および浅瀬石川上流山地に多く、最深積雪が2m前後の多雪地帯ですが、岩木山東方部の弘前市、黒石市地区の平地は比較的少雪です。

(3) 自然環境

弘前圏域の平地部は、弘前市街地を中心に水田が広がり、川や水路のまわりにはヨシ、ススキ、ヨモギが生え、河川敷に群生しています。これに続く緩やかな丘陵地では、果樹園(りんご)として利用されています。傾斜がやや急な山間部は、針葉樹植林が比較的広く分布し、ミズナラ・ブナクラアズル代償植生のブナ・ミズナラ林、ミズナラ・カシワ・コナラ林なども斑状に分布しています。また、溪流沿いでは、ミズナラ・ブナクラアズル自然植生のサウゲルミ林が帯状に分布しています。

平川上流部の碓ヶ関・大鱈地区は、スギおよびヒバの針葉樹林が大部分を占めていますが、特に、秋田地方のスギ天然林地帯と接続しているのが大きな特徴です。

碓ヶ関西部地帯にはスギの天然林が広く分布し、東部地方にはスギ・ヒメコマツ混交林やヒメコマツの天然林が大部分見られます。標高200m～300mにはスギの天然林、標高400m以上の中腹や峰筋にはヒバの天然林が形成されており、スギ・ヒメコマツは標高400m前後に生育しています。

また、スギの天然林分布の北限として、東虹貝川上流のスギ・ヒバの混生林や西碓ヶ関山のスギ林が有名です。



<ブナ林>

出典：西目屋村資料



<岩木山とリンゴ園>

出典：青森県資料

ほ乳類は、コウモリ類の他、ノウサギ、ニホンリス、ホンドタヌキ、ホンドテンなど約20種が確認されています。

鳥類は、関連市町村で確認された種は約200種に達し、弘前市では水鳥の組成比率が多くなっています。貴重種類として、ハチクマ、オオタカ、ハイタカ、カワセミ、ヤマセミ、ノジコなどが確認されています。

両生類では、貴重種として、山地溪流部を中心にモリアオガエル、クロサンショウウオが確認されています。その他の貴重種としてカジカガエル、トウホクサンショウウオ等が確認されています。

は虫類は、カナヘビ、アオダイショウ、シマヘビ、ヤマカガシなどが確認されています。

昆虫類としては、圏域内において約30種の貴重種が確認されています。この中にはオオムラサキ、チョウトンボ、ゲンジボタルなどがあります。

魚類は、コイ、フナ、モツゴ等をはじめ、比較的流水を好むアユ、ウグイ、砂地を好むカマツカ、岩の間隙を住みかとするナマズなど、魚類の性質に適した環境の中でその多様さを反映し、豊かな魚類相を有しています。

平川沿川では頭首工や河川の横断工作物(堰)が各所にありますが、上下流に魚類相の変化はなく、アユやウグイ類等の回遊魚が見られることから、河川内の魚類の生息・生育空間は縦断的に連続性を有していると考えられます。

<ヤマセミ>

- ・青森県：希少野生生物
- ・環境省：なし



<オオタカ>

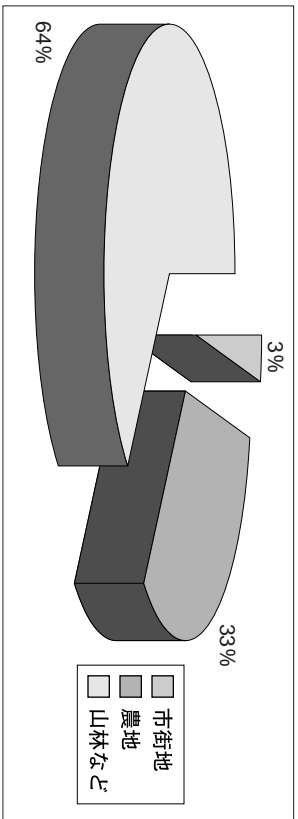
- ・青森県：希少野生生物
- ・環境省：絶滅危惧 類



2.2.2 社会環境

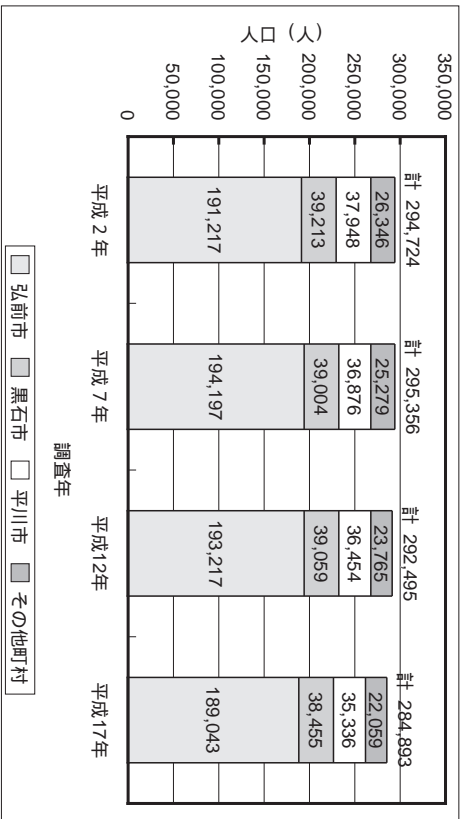
(1) 土地利用

圏域内の現況土地利用は、山地等が約64%と最も多く、水田や畑地等の農地が約33%、宅地等の市街地が約3%となっています。



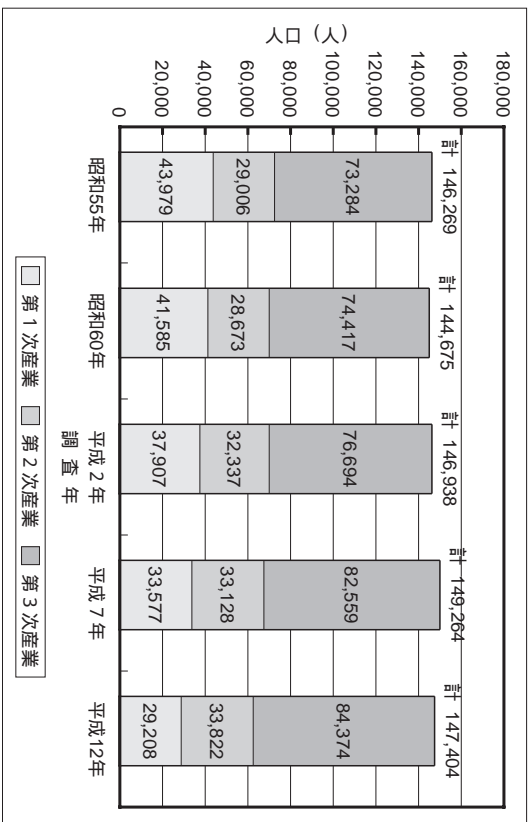
(2) 人口

圏域内市町村の人口は、平成17年現在、6市町村合計で約28万5千人です。弘前市の人口は、約18万9千人で他市町村に比べて多く、関係6市町村の合計人口の約66%を占めています。人口の増減については、平成7年以来微減傾向が見られます。



(3) 産業

関係市町村の就業者数は、平成12年現在、6市町村合計で約14万7千人であり、産業別では第1次産業約2万9千人（20%）、第2次産業約3万4千人（23%）、第3次産業約8万4千人（57%）です。図中における就業者数の産業別構成比の推移は、昭和55年より各市町村ともに第1次産業の減少とこれに伴う第2次産業及び第3次産業の増加が基調となっています。



(4) 交通

圏域内の道路としては、平川とほぼ平行する東北自動車道と国道7号が挙げられ、主要幹線となっています。その他の国道としては国道102号、国道394号、国道454号等が挙げられ、県東の十和田方面に接続しています。鉄道としては、平川と国道7号とほぼ平行にJR奥羽本線が通り、弘南鉄道大鰐線・弘南鉄道弘南線が通っています。東北自動車道、国道7号、JR奥羽本線といった主要な路線が通る弘前圏域は、県内における交通の要衝となっています。

2.2.3 歴史・文化財など

弘前圏域は津軽平野の南端に位置し、中央から遠い土地条件、積雪寒冷地で気象条件にも恵まれない土地柄であったことから、古くから農業を主とした第一次産業を基盤として発展してきました。特に、藩政期に入ってから城下町として栄えていきましたが、同時に津軽藩歴代藩主によって新田開発が強力に進められた他、明治以降はリンゴの産地として有名になりました。圏域内には以下の表に示すとおり、藩政時代や明治時代の史跡、建造物が数多く残されています。

市町村	重要文化財	種別	指定	名称	図中番号
弘前市	重要文化財	建造物	国	最勝院五重塔	1
			国	弘前八幡宮本殿、唐門	2
			国	長勝寺三門	3
			国	弘前城(天守、二の丸辰巳櫓、二の丸末甲櫓、三の丸丑寅櫓、二の丸南門、三の丸東門、三の丸追手門、北の郭北門)	4
			国	誓願寺山門	5
			国	弘前城三の丸東門	6
			国	津軽菊信霊屋	7
			国	奥照宮本殿	8
			国	熊野奥照神社本殿	9
			国	旧第五十九銀行本店本館	10
			国	石場家住宅	11
			国	弘前学院外人宣教師館	12
			国	津軽家霊屋(瑞月臺、碧霞臺、明鏡臺、白雪臺、凌雲臺(表門、玉垣付属))	13
			国	長勝寺本堂、庫裏	14
			国	津勝寺本堂	15
弘前市	建造物	国	久祥院殿位牌堂	16	
		国	三尊仏及びその厨子堂	17	
		国	旧岩田家住宅	18	
		国	旧東興義塾外人宣教師館	19	
		国	旧弘前市立図書館	20	
		国	熊野宮本殿	21	
		国	日本聖公会弘前昇天教会教会堂	22	
		国	旧青森県尋常中学校本館	23	
		国	日本基督教団弘前教会教会堂	24	
		国	袋宮寺本堂	25	
		国	円明寺本堂	26	
		国	報恩寺本堂	27	
		国	本行寺護国堂	28	
		国	絹本着色当麻曇茶羅図	29	
		弘前市	彫刻	国	木造阿弥陀如来立像
国	薬師如来三門本尊			31	
国	十一面観世音立像			32	
国	十一面観音像			33	
国	銅鐘			34	
国	刀 無銘伝来国光			35	
国	刀 銘成高、綏向太刀拵			36	
国	短刀 銘波回森宗			37	
国	日本刀 無銘伝備中古青江次作			38	
国	短刀 銘奥州津軽任国廣			39	
国	津軽塗			40	
国				41	

市町村	種別	指定	名称	図中番号
弘前市	重要文化財	国	久祥院殿写経	42
		国	坂口塔婆	43
		国	熊手刀	44
		国	根笹派大宮笹流錦風流尺八	45
		国	弘前のねぶた	46
		国	岩木山の登拝行事	47
		国	津軽神楽	48
		国	種市獅子(鹿)踊	49
		国	一野渡獅子(熊)踊	50
		国	大沢獅子(熊)踊	51
		国	壺戸獅子(熊)踊	52
		国	津軽氏城跡(弘前城跡、堀越城跡)	53
		国	瑞葉園	54
		国	燈明杉	55
		弘前市	重要文化財	国
国	天満宮のシタレサクラ			57
国	鬼沢のカシラ(鬼神腰掛拍)			58
国	弘前市仲町伝統的建造物群保存地区			59
国	津軽神楽			60
国	久渡寺のオンナ講の習俗			61
国	高橋家住宅			62
国	法眼寺鐘樓堂			63
国	法眼寺本堂			64
国	金梨子地牡丹紋蒔絵蒔繪府太刀拵			65
国	大川原の火流し			66
国	黒石ねぶた			67
国	妙経寺のカヤの木			68
国	岩木山神社楼門			69
国	岩木山神社拝殿			70
弘前市	重要文化財	国	岩木山神社本殿、奥門、瑞垣、中門	71
		国	舞楽面	72
		国	阿弥陀如来像	73
		国	太刀 銘友成作	74
		国	太刀 銘真守	75
		国	釣燈籠	76
		国	日本刀 銘相州住綱廣	77
		国	津軽信成着用具足	78
		国	高昭神社奉納額絵馬	79
		国	津軽信成の墓	80
		国	百沢街道および高回街道の松並木	81
		国	木造阿弥陀如来坐像	82
		国	三ツ目内獅子(熊)踊	83
		国	猿賀神社本殿	84
		国	八幡崎獅子(熊)踊	85
弘前市	重要文化財	国	八幡崎遺物	86
		国	盛美園	87
		国	清藤氏書院庭園	88
		国	菅隆坐像	89
		国	鱈口 正長二年銘	90
		国	金梨子地牡丹紋蒔絵蒔繪糸巻太刀拵	91
		国	尾崎獅子(熊)踊	92
		国	広船獅子(熊)踊	93
		国	十一面観音像	94
		国	垂柳遺跡出土品	95
		国	古懸獅子(熊)踊	96

出典：「平成12年度 青森県の文化行政」 青森県教育庁文化課



3. 圏域の現状と課題

3.1 治水の現状と課題

3.1.1 主な洪水被害

戦後の代表洪水は昭和33年8月、昭和52年8月、昭和56年8月等であり、近年においても平成2年9月に洪水が発生し、流域に大きな被害をもたらしています。代表的な洪水被害状況は次のとおりです。

平川流域における水害履歴

洪水発生年月日	原因 (2日雨量 浸水面積 (延ヶ箇))	家屋被害(戸)			備考	
		床	上床	下全壊流出半壊		
昭和50年8月19日	豪雨及び暴風雨 195	2,107.2	3,037	4,515	49	51
昭和52年8月5日	豪雨 133	1,663.0	2,686	3,669	14	107
昭和56年8月22日	台風15号 198	189.3	60	189	0	0
平成2年9月11日	台風19号 102	260.4	12	69	0	0



< 土淵川洪水写真 (昭和50年8月洪水) >

3.1.2 治水の現状と課題

平川の河川改修は、戦後の昭和21年より始まり、県内でも早くから治水事業に着手しています。淀ヶ関地区については、昭和33年、昭和41年度に災害復旧助成事業を実施し、概成しています。

その後、昭和50年、昭和52年と相次いで大規模な水害に見舞われたことからこれを契機として、一定の計画規模に基づく河川改修事業が進みました。この間、流域上流部では、治水施設として遠部ダムが昭和51年度にさらに、平成6年度には久吉ダムが完成し、洪水調節の役割だけではなくかんがい用水、上水道、発電などの役割を持つ多目的ダムとして機能しています。

(1) 流下能力の不足

圏域内河川では、河川改修が行われた区間以外の治水安全度は未だ低い状況にあり、戦後の主要な洪水と同規模の洪水が発生した場合は、甚大な被害が予想されます。このため、床上浸水等の重大な家屋浸水被害を防止するとともに、水田等農地についても洪水被害の軽減に努めるため、治水対策を進める必要があります。また、県が管理する河川は、集中豪雨の影響を受けやすい中小河川が多いことから、森林・農地の保全等、関係機関と連携しながら流域における遊水機能・保水機能の保全を図る必要があります。

(2) 堤防の質的強化

圏域内の各河川における堤防は、長い年月をかけて築造されたことから、築造の履歴や材料構成及び地盤の構造が必ずしも明確ではありません。

また、過去に整備された堤防は必ずしも工学的に設計されたものではなく、場所によっては堤防の安全性が確保されていない場合があります。その一方で、堤防整備により、堤防背後地に人口や資産が累積している箇所もあり、堤防の安全性の確保がますます必要となっております。

このように堤防及び地盤の構造は様々な不確実性を有し、漏水や浸透に対して脆弱な部分もことから、堤防が完成している箇所においても安全性の点検を行い、機能の維持および安全性の確保を図るため、必要に応じて堤防の質的整備を実施していく必要があります。

(3) 内水対策

洪水による河川水位の上昇に伴い、河川に流入する水路等からの排水が行えなくなった結果生ずる氾濫を内水氾濫といいます。

このような内水被害が発生した場合、国、市町村等と連携しながら、適切に内水対策を実施していくことが必要です。

(4) 河川の維持管理

河道内における土砂の堆積、樹木の繁茂により洪水時に水位が上昇する可能性があることから、適切な維持管理を行う必要があります。また、護岸等の河川管理施設について、適切に維持管理を行っていく必要があります。

(5) 危機管理対策

河川改修や土砂災害対策が進み被害を受ける頻度が減少している中で、地域住民の災害に対する危機意識が希薄化する傾向にあります。その一方、近年では短時間の集中豪雨や局所的豪雨の発生頻度が高くなっており、ますます洪水、土砂災害に対する備えが必要となってきています。このため、防災に関する情報の共有化等による防災意識の啓発や、国・県・市町村等が連携した危機管理対策を推進する必要があります。

3.2 利水の現状と課題

3.2.1 水利利用の現状

圏域内の河川流況は、平川の石川地点 (CA=283.7km²) において過去14年間で平成元年～平成14年)の平均濁水流量は2.21m³/s、平均低水流量は8.85m³/sとなっております。

圏域内の利水状況は、かんがい用水がその大部分を占めています。平川筋(指定区間)においては、約4,300haの耕地を潤しており、最大約15m³/s取水が行われています。

また、岩木川水系の河川水は、弘前市をはじめとする圏域内の関係自治体への水道用水、工業用水として利用されています。

また、アユ、ヤマメ等を対象とした内水面漁業権が、岩木川、平川、浅瀬石川で設定されており、内水面漁業が営まれています。

3.2.2 水利利用の課題

岩木川水系の水利利用はかんがい用水が主体で、既往の主要濁水は、ほぼ2年に1回程度の頻度で発生しており、土地改良区で番水制の実施、弘前市での給水制限や水質の悪化等の利水障害を起こしています。濁水時には関係機関と調整し、適正な利水管理に努める必要があります。

なお、平川に流入する土淵川と腰岩川では夏季に流量が減少し、その水質や、特に土淵川では魚の生息環境に影響が出ることもあり、安定した水量の確保が課題として挙げられます。

3.3 河川環境の現状と課題

3.3.1 自然環境

圏域上流域では、渓流沿いにはミズナラ・ブナクアラヌ域自然植生のサウゲルミ林が帯状に分布しています。下流域の平地では、弘前市街地を中心として水田が広がり、これに続く緩やかな丘陵地では、果樹園(りんご)に利用されています。河道内にはヨシ群落やススキ、ヨモギ、ヤナギなどの河畔林が多く残り、群生しています。植物の貴重種として、ミクリヤノダイオウ等が挙げられます。河川に生息する魚類は、貴重種としてスナヤツメやメダカ等や、大和沢川に生息する透明鱚アブラハヤが挙げられます。その他、コイ、フナ、モツゴ等をはじめ、比較的流水を好むアユ、ウグイ、砂地を好むカマツカ、岩の間隙を住みかとするナマズなど、魚類の性質に適した環境の中でその多様さを反映し、豊かな魚類相を有しています。

この他、圏域においては、在来種以外にも、ほかの場所から持ち込まれ、住み着いてしまった外来種の動植物も生息しています。平成12年の調査では、外来種のトラツクバエが土淵川で確認されました。その後も生息域の拡大が予想され、これらの外来種の侵入により、在来種への影響が懸念されます。

<ミクリ>

- ・青森県：希少野生生物
- ・環境省：準絶滅危惧



<スナヤツメ>

- ・青森県：重要希少野生生物
- ・環境省：絶滅危惧 類



<透明鱚アブラハヤ>

- ・青森県：地域限定希少野生生物
- ・環境省：なし



<メダカ>

- ・青森県：重要希少野生生物
- ・環境省：絶滅危惧 類



岩木川、平川、浅瀬石川をはじめ、圏域内の河川を生育・生息の場とする多様な生物は、瀬や淵、水際の植生など、多様な河川形状と密接な関係にあります。以上の状況を踏まえ、これらの河川の多様な動植物の生息・生育の場を保全していくことが必要です。また、県では河川環境に関連する条例として「青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」を制定しており、ふるさとの森と川と海ができる限り自然の状態を維持されることを基本として、河川環境の保全に努めています。

3.3.2 水質

圏域内の河川水質について、環境基準による類型指定としては、岩木川、平川、浅瀬石川は基本的にA類型に指定されています。なお、浅瀬石川の上流域(四十巻橋)ではAA類型に指定されています。

圏域内の水質観測地点の河川水質は、岩木川、平川、浅瀬石川とも平成9年度以降概ねBOD75%値で2 mg/l以下で推移していることから(浅瀬石川の四十巻橋では1 mg/l以下)、環境基準を達成しています。よって、今後とも現状の水質を維持していくことが必要と考えられます。

但し、弘前市の市街地を貫流して平川に流入する土淵川や腰巻川では、特に水量が夏季に減少したときに水質が悪くなる傾向があります。21頁には土淵川の西田橋地点における水質を示しましたが、近年水質は改善されつつあるものの、他の河川より水質は悪い傾向にあります。良好な水質を得るための方策の一つとして、安定した流量の確保が必要と考えられます。

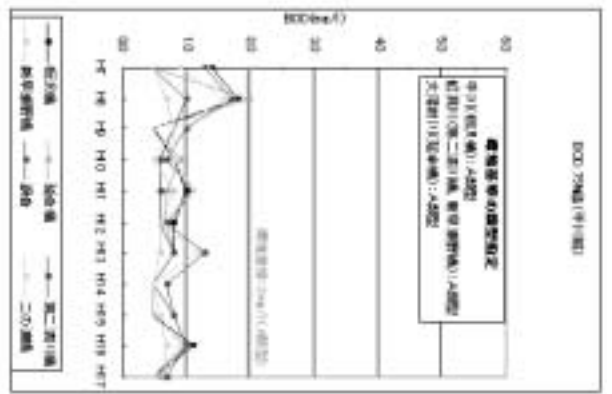
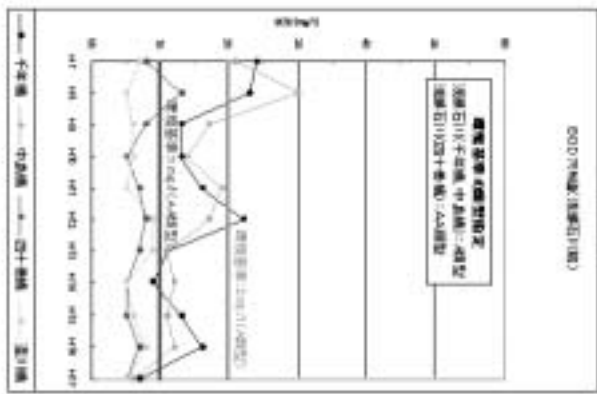
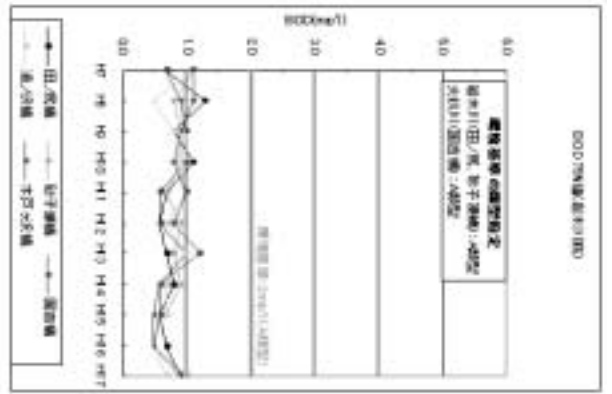
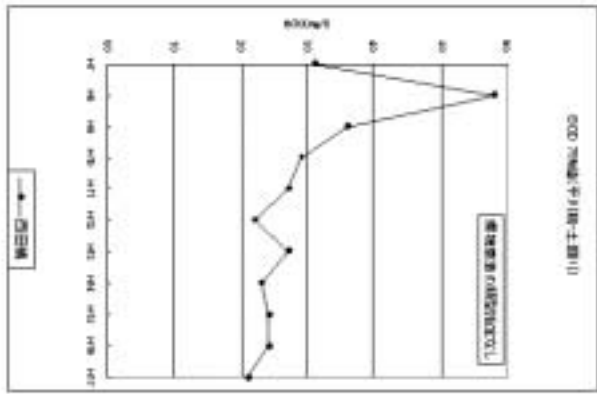
<水質の指定状況およびBOD75%値(H17)>

河川名	観測地点名称	環境基準類型	達成期間	BOD75%値
岩木川	田の尻橋	A	□	0.9mg/l
	砂子瀬橋	A	□	1.0mg/l
大秋川	国吉橋	A	〒	0.7mg/l
木戸ヶ沢	木戸ヶ沢橋	-	-	0.9mg/l
湯ノ沢川	湯ノ沢橋	-	-	0.7mg/l
平川	板沢橋	A	□	0.5mg/l
土淵川	西田橋	-	-	2.1mg/l
虹貝川	第二清川橋	A	〒	<0.5mg/l
	新早瀬野橋	A	〒	0.7mg/l
大落前川	延命橋	A	〒	0.6mg/l
	二の渡橋	-	-	0.5mg/l
津刈川	鍋倉	-	-	0.7mg/l
	千年橋	A	□	0.7mg/l
浅瀬石川	中島橋	A	□	0.6mg/l
	四十巻橋	AA	〒	<0.5mg/l
温川沢	温川橋	-	-	<0.5mg/l

〒：直ちに達成 / □：5年以内で可及的速やかに達成
 (昭和47年6月13日青森県告示第451号、平成8年2月21日青森県告示第106号)



- 20 -

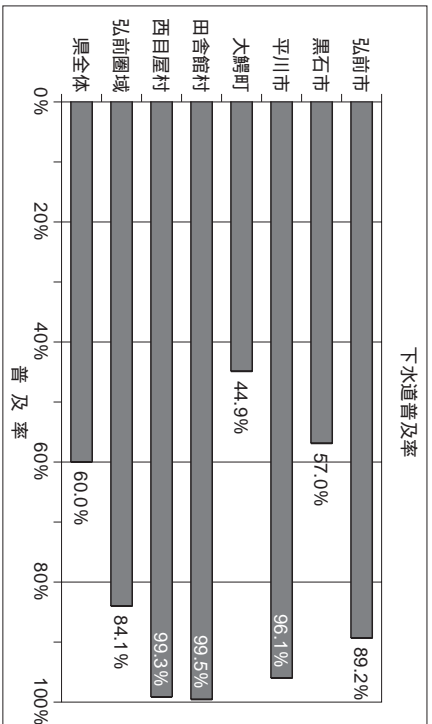


水質の経年変化

- 21 -

水質については、水質観測を継続するとともに、環境基準を満たす区域では今後とも良好な水質の維持を目指していく必要があります。小河川で水質が悪い区域では、関係自治体をはじめ流域全体で改善対策等に取り組み、必要があります。

また、平成17年4月現在で青森県全体の下水道普及率は60%に対して、圏域開連市町村の平均普及率は約64%と高くなっています。ただ、一部市町では約45%～57%と県平均よりも低くなっています。



3.3.3 景 観

河川景観として、下流域では「低地農村景観」が広がり、この中に弘前市などの「市街地景観」が斑状に分布し、そして低地より標高が高くなる順に「山麓果樹景観」、「低山景観」、「高山景観」に分かれています。上流域では大鰐町、平川市の谷底低地となり、「谷底平野農村景観」が河川沿いに分布しています。さらに、特徴的な河川景観として大鰐、碓ヶ関を代表とする温泉地が挙げられ、観光名所として河川の景観が活かされています。



温泉地 (大鰐温泉；平川)



市街地景観 (土淵川)

3.3.4 河川利用、地域との連携

河川沿川の空間利用として、河川の高水敷を利用した河川公園等があります。利用種別としては、野球やサッカーグラウンド、テニスコート、ゲートボール、親水広場等で開連市町村のイベント会場としても利用されています。

開連市町村では河川のイベントとして川を活用しています。主なイベントは、河川清掃が多数を占めますが、防災訓練や祭り等でも利用され、地域に密着した形で河川は利用されています。

このため、圏域内の地域連携・交流の促進、河川環境保全意識の高揚等を図るため、青森県では河川に関する情報の収集・提供、人材育成等の活動、河川環境整備といった地域づくり活動に取り組んでいます。

今後は、水辺の学習広場を活用し、河川に関する情報を地域住民と幅広く共有し、防災学習、河川利用に関する安全教育、環境教育等の充実を図るとともに、住民参加による河川清掃、河川愛護活動等を推進する必要があります。



河川清掃 (弘前市)



せせらぎウォッチング (弘前市)

大鰐町の清掃



大鰐温泉サマーフェスティバル



凧上げ大会 (平川市、旧平賀町)



防災訓練 (平川市、旧平賀町)



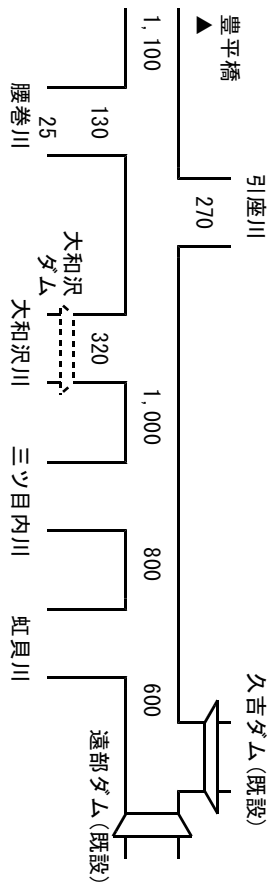
釣り、水遊び (平川市、旧平賀町)

4. 河川整備計画の目標に関する事項

4.1 洪水による災害の防止または軽減に関する事項

整備計画においては河川整備基本方針に対する当面の目標を定め、段階的な河川整備を行うことにより、戦後の主要な洪水と同規模の洪水が発生しても、床上浸水等の重大な家屋浸水被害を防止するとともに、水田等農地についても浸水被害の軽減に努めます。

平川においては、昭和56年8月に発生した洪水を安全に流下させるものとし、豊平橋において1,100 m³/sを整備計画目標流量として設定します。



※大和沢川については、上流における洪水調節を考慮した流量です。

< 整備計画目標流量配分図 (m³/s) >

4.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

河川水の適正な利用に関しては、限りある水資源の有効利用を図るため、水利の合理化を進め、より適正な水利用が図られるように努めます。

動植物の生息・生育や良好な水質の確保など、流水の正常な機能を維持するために必要な流量は、平川の大鱈地点において概ね1.6～2.4m³/sとします。

<確保すべき流量>

河川名	地点	確保する流量	期間
平川	大鱈	約1.6m ³ /s 約2.4m ³ /s	7/1～9/30 1/1～6/30, 10/1～12/31

また、大鱈地点における上記の流量を確保するために各ダムより、下記の流量を放流します。

<ダムからの放流量>

ダム名	放流量	期間
遠部ダム(既設)	0.095m ³ /s	1/1～6/30, 10/1～12/31
久吉ダム(既設)	0.250m ³ /s	通年(1/1～12/31)

なお、他の支川における流水の正常な機能を維持するために必要な流量については、今後、河川流況および水利用状況の把握を行い、動植物の生息・生育状況等について調査・検討を行い設定するものとします。

特に水量が少ない大和沢川、土淵川、腰巻川においては、環境への影響等を考慮した上で、大和沢ダムを含めた最適な整備手法について検討を進めます。

4.3 河川環境の整備と保全に関する事項

- (1) 動植物の生息・生育環境の保全
岩木川、平川、浅瀬石川をはじめ、圏域内の河川を生育・生息の場とする多様な生物は、瀬や淵、水際の植生など、多様な河川形状と密接な関係にあります。河川の整備に際しては本来有している自然環境を尊重し、これらの河川の多様な動植物の生息・生育の場の保全、すみやかな回復を図ります。

また、外来生物法（「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」）の対象となる外来種については、必要に応じて関係行政機関等と連携を図り対応します。

- (2) 水質の維持・改善

平川の河川水質は、平成7年以降環境基準のA類型の基準を満足しています。

しかし、平川に流入する支川のなかには、BODの値が高いものもあります。健全な水循環系を構築するという観点から、国、市町村などの関係機関や流域住民との連携を図り、流域全体での水質改善意識の啓発など、河川や湖沼の水質の維持と改善を目指した取り組みを進めます。

- (3) 良好な景観の維持

岩木川水系の流域は、山地から水田地帯までの豊かな自然を備えた水辺空間を有しているという特徴を踏まえ、このような景観を維持するよう努めます。

- (4) 人と河川とのふれあいの場の確保

河川の持つ豊かな自然をより身近なものとし、積極的に河川にふれあう場、環境学習ができる場となるよう、川づくりに努めます。

また、魚類等の生息環境の保全や、下流域に位置する岩木川や十三湖における現在の貴重な自然環境を保全するためには、その上流部の県管理区間における自然環境の保全が大切であることを認識しておく必要があります。

5. 河川整備の実施に関する事項

5.1 河川工事の目的・種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の概要

5.1.1 洪水による災害発生防止又は軽減に関する事項

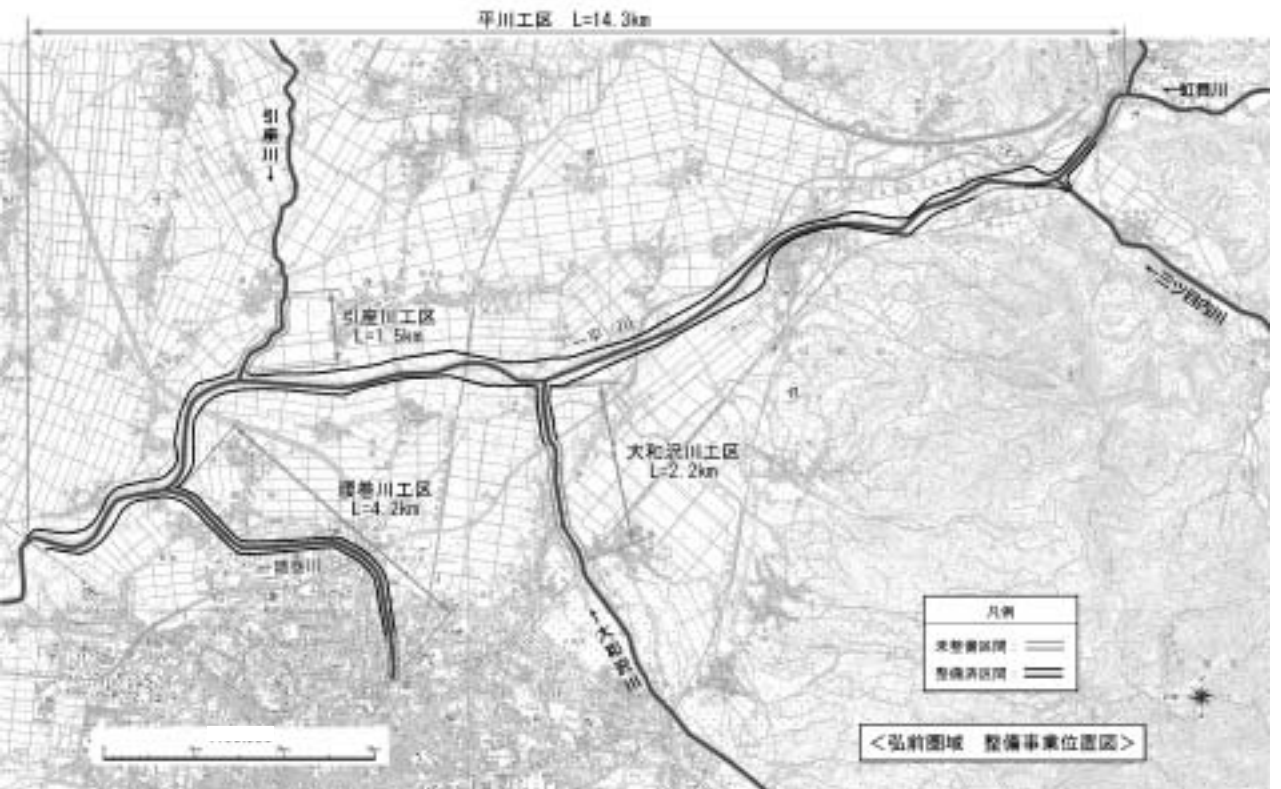
- (1) 堤防整備、河道掘削、護岸等
 流下断面を拡大し、浸水被害の防止、軽減を図ることを目的に、下記の場所において、堤防整備、河道掘削、護岸等による河川改修を行います。
 なお、護岸の設置については、河岸や堤防の欠壊を防ぐために必要な範囲にのみ設置することとし、構造についても、早期に植生が回復するなど自然に配慮したタイプの護岸を採用します。

河川工事の施工の場所

河川名	施工延長 (km)	施工場所および施工区間		施工内容
		下流端	上流端	
平川	14.30	JR奥羽線 平川第1鉄橋	虹貝川合流点	堤防整備、河道掘削、護岸
引座川	1.50	平川合流点	杉館橋	堤防整備、河道掘削、護岸
腰巻川	4.15	市道橋	JR奥羽線上流	堤防整備、河道掘削、護岸
大和沢川	2.2	平川合流点	中千年橋	堤防整備、河道掘削、護岸

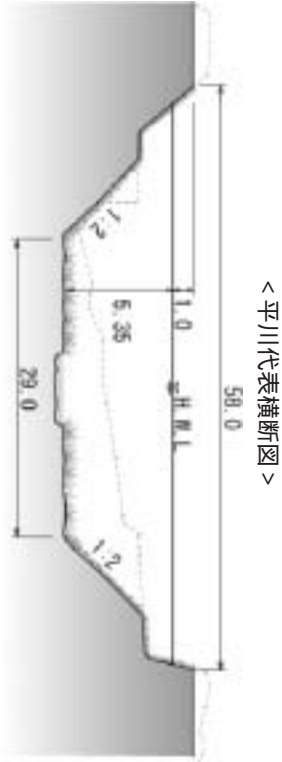
(2) 堤防の質的整備

既存の堤防において、堤防の内部構造が不明確な場合もあり、構造物としての信頼性が必ずしも高くはない場合があるため、これまでの高さや幅等の量的整備（堤防断面確保）に加え、質的整備として浸透に対する安全性の点検を行い、安全性が確保されない堤防においては、強化対策を図り、質的量的ともにパラスノオのとれた堤防整備を推進します。
 なお、具体的な整備区間については、堤防の詳細点検を実施した上で決定します。



(1) 平 川

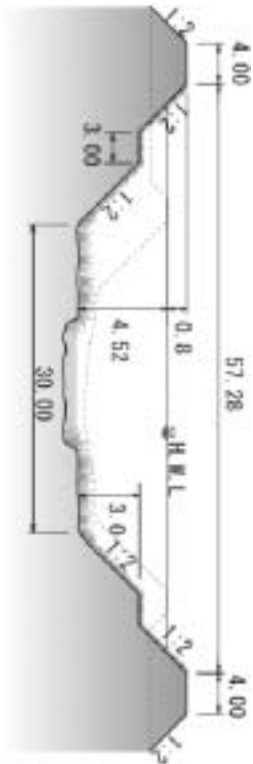
平川については、流下能力不足が生じている平川第1頭首工上流の13.8km地点から虹貝川合流点までの延長14.3km区間において河道掘削、護岸等を実施するとともに、堤防高が計画堤防高より低い一部区間について堤防整備を行います。



< 平川代表横断面図 >

(2) 引 座 川

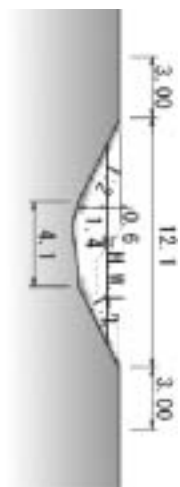
引座川は、本川平川の水位に対して十分な高さを有していないため、平川合流点から杉館橋上流の延長1.5km区間について堤防整備、河道掘削、護岸等を実施します。



< 引座川代表横断面図 >

(3) 腰 巻 川

腰巻川は、下流部の平川合流点から延長3.5km区間については、区画整理と一体になった整備が完了しています。さらに上流側の延長0.6km区間について堤防整備、河道掘削、護岸等を実施します。



< 腰巻川代表横断面図 >

(4) 大和沢川

大和沢川は、平川合流点より国道7号掘越橋までの延長0.6km区間において、概ね改修済みとなっています。今後、経済性、環境への影響等を考慮した上で、大和沢ダムを含めた最適な整備手法について検討を進め、国道7号から上流の延長1.6km区間において堤防整備、河道掘削、護岸等を実施します。

5.1.2 河川環境の整備と保全に関する事項

- (1) 良好な河川環境の保全・創造
県では、「青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」を制定しており、ふるさとの森と川と海ができる限り自然の状態で維持されることを基本とし、保全地域の指定、保全計画の策定を行った上で、本条例に基づく各種施策を推進します。

<主な施策>

森と川と海の一体的な保全・創造を推進
郷土樹種の植栽、動植物の生息地等の保全、人と自然との豊かな触れ合いの確保等を考慮した森と川と海の一体的な整備を推進します。

啓発

森と川と海のつながりや人の生活との関わりなどへの関心と理解を深めるため、学習の機会の提供などを行います。

ふるさと環境守人（もりと）

ふるさとの森と川と海の保全及び創造について理解と熱意がある方を「ふるさと環境守人」として委嘱し、巡視活動や啓発活動等を行って頂きます。

民間団体等の自発的な活動の促進

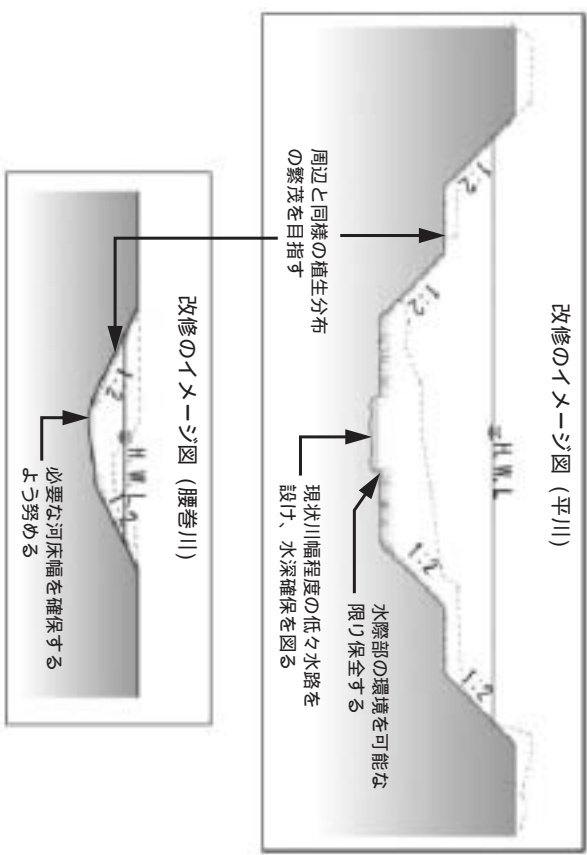
森や川や海における民間団体の活動や連携が促進されるように、ボランティア団体等の情報、交流の場の提供、川における環境教育に対する支援措置等を講じます。

- (2) 自然環境に配慮した事業の実施

河川工事の実施に際しては、動植物の生息・生育環境に可能な限り配慮するものとし、河道内の植生が回復しやすいよう可能な限り土羽の断面とする他、魚類などの産卵場所となる水草が生息できるよう、自然の底質を維持します。また、動植物の生息に配慮して、現況の川幅程度の低々水路を設置します。

河川工事に伴い、既設の堰・頭首工を改築する必要がある場合は、魚類の遡上を妨げないため、魚道を設置します。

なお、工事にあたっては、動植物の生息・生育環境を踏まえ、自然環境への影響が軽減されるよう、その施工時期・施工範囲に配慮します。



- (3) 水質の維持・改善

岩木川の水質は近年改善傾向にありますが、濁水時には環境基準値を上回ることも想定されます。今後は、動植物の良好な生育・生息環境を保全するため、流域における下水道整備を含む生活排水対策等の関連事業や国、市町村等との連携・調整、住民との連携・協働により、水質改善の啓発を行い、水質負荷対策等の推進に努めます。

- (4) 景観

岩木山などと調和した景観の保全、沿川に存在する街並みや田園風景と調和した水辺空間を保全するため、河川工事による景観の改変を極力少なくするよう努めます。

5.2 河川の維持の目的及び種類

5.2.1 河川の維持の基本となるべき事項

維持管理については、河川特性等を考慮し、洪水等による災害の防止・軽減、河川の流下能力の維持に努め、動植物の生息・生育環境への影響を考慮し、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持および河川環境の保全と維持のため、河川の利用者や関係機関との連携を図りつつ住民の協力を得ながら、適切な維持管理を行うものとします。

5.2.2 河川の維持の目的、種類

(1) 河道の維持

河川の流下能力の維持のため、阻害となる堆積土砂・草木については、必要に応じて適宜これらの除去及び伐採を行うものとします。ただし、実施に際しては自然環境に配慮し生物の生育・生息しやすい水辺空間の確保を考慮します。

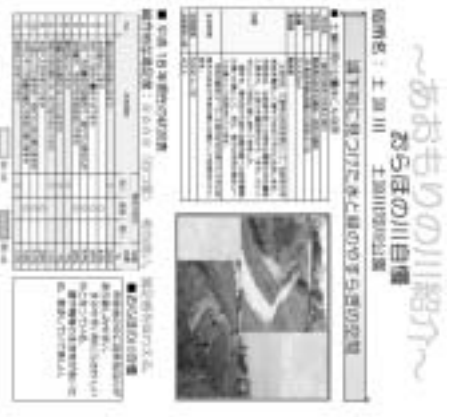
(2) 河川管理施設の維持管理

ダム、堤防、護岸、排水樋管等の河川管理施設について機能を維持するため、定期的な河川巡視を行いこれらの施設について異常の有無について確認し、必要に応じて適宜対策を講じます。

(3) 河川環境管理の推進

河川の利活用に関するニーズを把握するため、地域住民から河川の親しみやすさや快適性などの現状を評価して頂く取り組みを進めます。また、ゴミ等の不法投棄の防止のため、定期的に河川パトロールを実施し、河川愛護団体・地域住民と連携・協調しながら良好な水環境の保全に努めます。

<地域住民から河川の評価をして頂く取り組みの事例>



5.2.3 危機管理体制の整備・強化

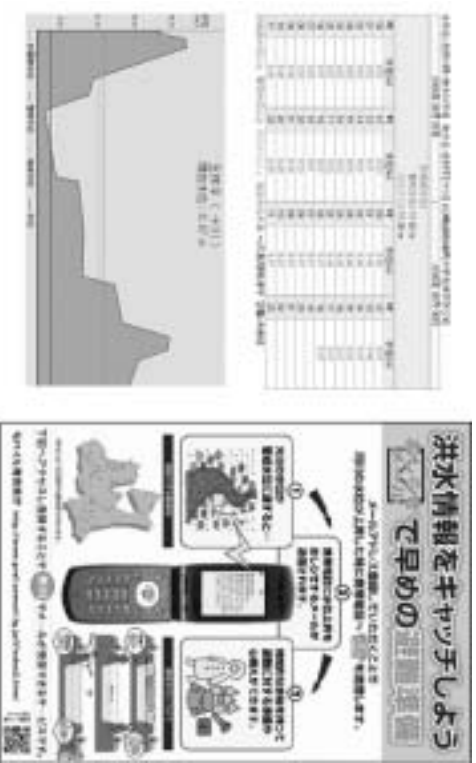
(1) 洪水時の対応

圏域内の「洪水予報河川」では、洪水予測システムにより出水の状況を予測し、青森地方気象台と共同で洪水予報の迅速な発令を行い、また、「水位周知河川」において水位が避難の一つの目安である「避難判断水位」に達した場合は、地域住民にその周知を行うことにします。

圏域内河川の指定状況

洪水予報河川	水位周知河川
平川 (県管理区間下流端～福島橋)	腰巻川 (平川合流点～弘前市南大町一丁目)

また、洪水時・災害時は、迅速な避難行動を支援するため、河川情報 (降雨量、水位等) や防災情報 (浸水状況、避難情報等) の収集を行い、速やかに関係機関及び地元住民に向けてインターネットや携帯電話による情報提供を行います。



(2) 水質事故の対応

水質事故が発生した際には、「岩木川水系水質汚濁対策連絡協議会」を構成する市町村や関係機関と連携の上、早期発見、適正な対応に努めます。

(3) 濁水時の対応

濁水時においては、「岩木川水系濁水情報連絡会」を通じて、河川管理者、利水管理者間が連携し、情報交換や利水者相互間の水融通を行うなどの濁水調整を行い、濁水被害の軽減を図ります。

6. 住民参加と地域との連携による川づくり
 6.1 地域との連携による川づくりの考え方

(1) 連携による川づくりの背景

川は古くから、漁業や舟運、水利用、行事など地域住民の生活と密着した場として存在していました。社会の産業経済の発展や交通などの社会基盤整備の進捗・高速化に伴い、川を直接的に生活の糧とした産業や舟運などは衰退しつつある一方、川の持つ自然環境の保全や水質改善、川を利用したレジャーなどへの関心は高まりつつあります。地域の個性や活力、歴史・文化が実感できる川づくりのためには、河川管理者だけでなく、川を利用する地域住民が、継続的に川に関心をもち、主体的に参加することが望まれます。

また、洪水による氾濫に対しては、地域住民が主体的に水防活動を行ってきたが、堤防やダムなどの整備による洪水被害の減少に伴い地域住民の防災意識の低下が懸念されます。異常洪水など施設整備の能力を上回る洪水に対処するためには河川管理者のみならず、地域住民が普段から防災意識を持つことが不可欠です。
 岩木川水系では、洪水や渇水等による被害を軽減し、地域住民が安心して暮らせる社会基盤の整備を図るとともに、自然豊かな環境を次世代に引き継ぐ川づくりを住民参加と地域との連携により進めていきます。

「岩木川に関するアンケート調査（平成18年7月）」では、河川での住民活動に対して高い必要性を認識しているものの、現状は十分な住民活動が行われていないとは言えない状況にあります。

このため、地域住民が参加・活動しやすい環境の整備や多くの機会をつくるための取り組みを進めていく必要があります。

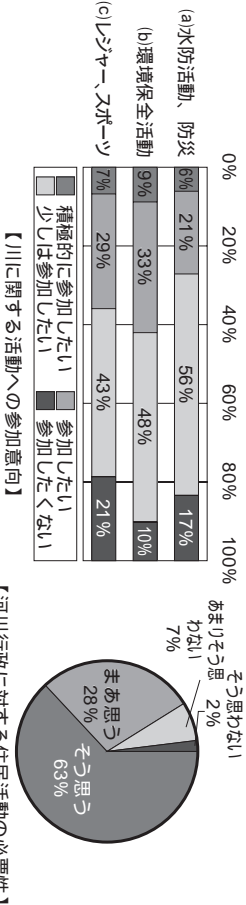


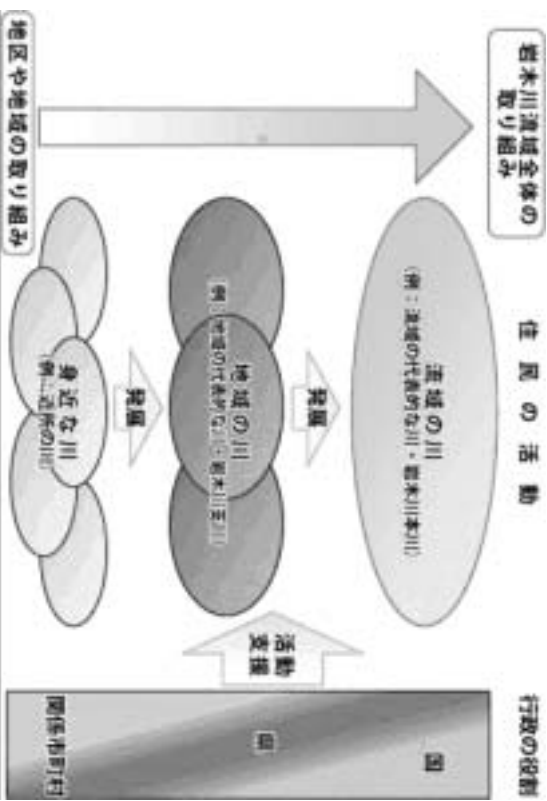
図 6-1 岩木川に関するアンケート調査（平成18年7月）結果

(2) 岩木川水系における住民参加と地域連携の考え方

岩木川水系における住民参加と地域連携を図るためには、地域住民にとってより親しみやすい身近な川からの取り組みが重要であると考えます。地域住民が川づくりに参加しやすい身近な川での活動を基盤とし、それぞれが連携・協働しながら身近な川から地域の川そして岩木川全体へと活動が広がることを目指していきます。

また、住民参加にあたっては地域住民が日頃関心を持っている自然環境や水質・レジャーなど身近で日常生活に関連したことからの取り組みがいくことが必要です。このような取り組みを通じて河川に対する関心と意識を高めていくことで、洪水被害の防止や渇水対応など非日常的な事態に対応する住民活動の発展を目指していきます。

継続的かつ活発な地域住民の活動をサポートするため、国や関係市町村、関係機関などと連携し、施設の維持管理や各種情報の提供等を図っていきます。



(3) 住民参加と地域連携の進め方
 住民参加と地域連携を進めるために、計画(活動の目標設定)、実践、評価(モニタリング)、見直し(フォローアップ)を一連のサイクルとした活動プランを地域と連携して作成します。また、地域活動や行政活動の報告会などを実施し地域住民間や行政と地域間の情報交換を図る取り組みを行います。
 地域住民の持続的な活動を支援する体制として、国・県・市町村の行政間が連携し、活動の場や現状や評価などの必要な情報等の提供、広報などの活動支援を行います。

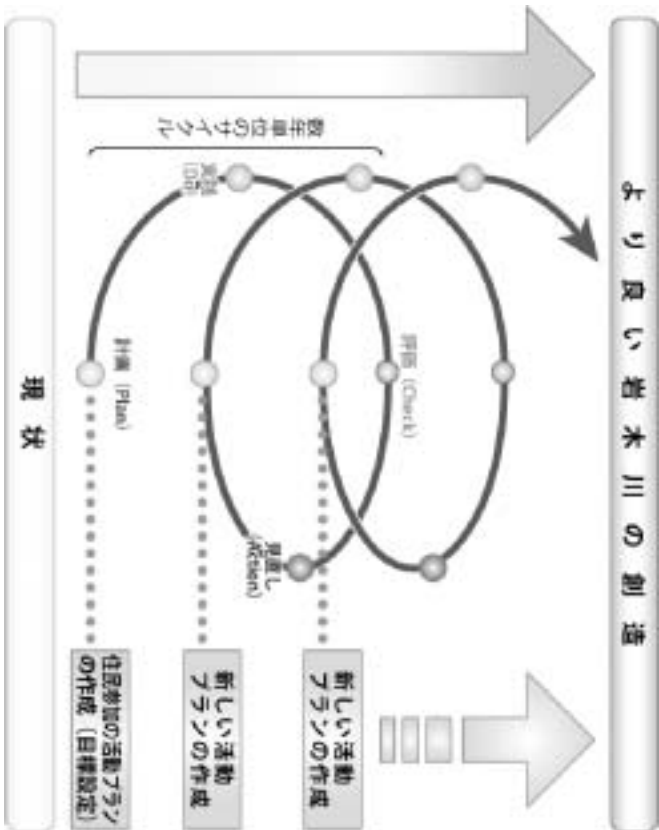


図 6-3 住民参加と地域連携の進め方概念図

6.2 地域の参加と協働を実施する内容

(1) 自然環境に関する内容

水質の改善

岩木川流域の河川には水路の水、排水路等を通じて流入する生活雑排水、産業排水など様々な水が流れ込んでいきます。岩木川流域の河川の水質を改善していくためには流域全体での取り組みが必要です。そのため、河川管理者をはじめ下水道事業者などの関係機関や地域住民が連携した流域全体での活動につなげるための情報提供を実施します。

河川美化

河川が地域住民の共通財産であるという認識のもとに、河川について理解と関心を高め、良好な河川環境の保全・再生を積極的に推進し、河川愛護について広く地域住民に周知を図る必要があります。

このため、河川愛護活動を行っている地域住民やボランティア団体等を支援する取り組みを引き続き実施し、住民参加による河川清掃や河川愛護活動の推進を図ります。

また、河川管理者は川を適切に維持するため、河川巡視や点検を行っています。県が管理する河川延長は長く、普段から川を利用している地域住民からの情報提供が不可欠です。今後ともゴミなどの不法投棄、河川の流水や施設に関する異常などについて、普段から川を利用している地域住民と連携した維持管理に努めます。

< 愛護活動状況 (土淵川) >



< 河川愛護里親に認定された市民団体 >



(2) 河川利用に関する内容

河川とのふれあいの場の活用、管理
 既に整備されている河川との触れ合いの場、スボーツ・レクリエーション施設等の利用を促進するため、関係市町村や利用者・地域住民と協働した利活用や維持管理等を行います。

(3) 地域と連携した防災対策に関する内容
 河川の整備が途中段階で施設能力を上回る洪水に対しては、河川管理者だけでの対応では不十分であり、関係市町村や水防団さらには地域住民と一体となった対応が必要です。また、洪水被害の減少に伴い、人々の洪水に対する危機意識の低下が進んでいると言われています。このような状況の下、災害被害を防止・軽減するためには、地域住民一人一人の防災意識の向上を図り、洪水時の迅速かつ的確な水防活動及び警戒・避難を行う必要があります。

このため、平時から地域住民に水防活動及び警戒・避難に関する防災情報の提供を行うとともに、市町村が作成する洪水ハザードマップの基礎資料となる「浸水想定区域図」の作成を推進します。



平川浸水想定区域 (H16.6公表)

6.3 地域との連携と参加を促進する取り組み

(1) 広報活動の推進

河川と生活の結びつきが希薄になった現在、まず川のことを知ってもらうことから始め、地域の川に対する関心を高めていく必要があります。

そのためには情報発信とともに広報活動の充実を図っていく必要があります。インターネットやパンフレット等を通して各種情報を提供するとともに、地域住民から河川に関する情報を提供して頂く、情報の双方向化を促進します。

(2) 学習・教育の場の提供

岩木川における住民参加や地域連携を深めるため、自然体験や水質調査など学校教育と連携した環境学習などの取り組みを行います。

また、岩木川をフィールドとした環境学習は、岩木川の流れが生み出した良好な河川景観を保全し、多様な動植物の生息・生育する豊かな自然環境を次代に引き継ぐためにも重要です。

河川における安全で楽しい活動を普及させるためには、川の危険性を正しく理解し伝えられるスキルを身につけた指導者が必要であることから、指導者を育成するための取り組みを進めるほか、学校関係者、市町村との連携を積極的に進めます。

<水生生物調査による簡易な水質判定>



(大和沢川)



(大和沢川)

<川の体験を指導者講習会開催状況>



(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭